

# 環境保全行政の概要

平成17年版



川口市地球温暖化防止キャラクター  
「クールン」

川口市

# はじめに



私たちの生活は、科学技術の進歩や経済の発展などにより、便利で快適な暮らしができるようになりました。しかし、その一方でダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による環境問題のほか、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題に直面しています。

このような中、本年2月に地球温暖化を防止するための「京都議定書」が発効され、温室効果ガスの削減に向けて、市民・事業者・行政とのパートナーシップにより積極的に取り組んでいくことが今、求められています。

本市におきましても、「川口市環境基本条例」の制定をはじめ、環境の保全及び創造に関する枠組みを定めた「川口市環境基本計画」の策定や「ISO14001」の認証取得などのほか、本年は地球温暖化防止の取り組みの一環として、ノーネクタイ、ノー上着による「クールビズ (COOLBIZ)」の実施により、電気使用量の削減など環境負荷の低減に取り組んできました。

また、大気汚染についても、平成15年10月の首都圏八都県市によるディーゼル車の運行規制の開始により改善がみられるなどの効果も表れてきております。

本書は、平成16年度における川口市の環境施策の状況や環境の現況などを報告書としてとりまとめたものです。本市の環境保全行政への理解を深めていただくと共に、環境の保全と循環型社会に向けた一人ひとりの取り組みの参考となれば幸いです。

平成17年12月

川口市長 岡村 幸四郎

# 目 次

## 第1章 総説

第1節	川口市の概要	
1	位置	1
2	人口・世帯数の推移	1
3	土地利用	2
第2節	環境問題の展開	
1	公害から都市生活型の環境問題へ	3
2	地球環境問題	3
3	環境問題への取り組み	3
第3節	川口市環境基本計画	
1	環境基本計画の策定	4
2	環境基本計画の位置づけ	4
3	環境基本計画の推進体制	5
4	施策の体系	6

## 第2章 環境の現況と対策

第1節	大気環境	
1	一般環境大気	8
2	自動車排出ガス	10
3	有害大気汚染物質モニタリング調査	12
4	光化学スモッグ	13
5	工場・事業場	13
6	野外焼却	13
第2節	水環境	
1	公共用水域	14
2	地下水	16
3	工場・事業場	16
4	生活排水	17
5	河川の異常水質	17
第3節	騒音・振動	
1	自動車交通騒音	18
2	工場・事業場	19
3	特定建設作業	20
4	深夜営業	20
第4節	悪臭	21
第5節	土壌汚染・地盤沈下	
1	土壌汚染	22
2	地盤沈下	23

第6節	化学物質	
1	ダイオキシン類	24
2	化学物質排出移動量届出制度（P R T R制度）	25
第7節	公害苦情	27
第8節	公害防止組織の整備	28

### 第3章 環境の保全と創造

第1節	環境保全行政の推進	
1	川口市地球温暖化対策実行計画	29
2	環境マネジメントシステム	30
3	川口市環境物品等の調達に関する方針（グリーン購入）	32
第2節	環境保全の活動	
1	環境保全の啓発・学習	33
2	協議会関係	36
3	公害防止資金融資及び利子助成	37
4	あき地の環境保全	37
5	有害鳥獣	37

### 資料編

I	環境行政の概要	
1	行政年表	38
2	行政機構及び事務分掌	40
3	行政の事業費内訳	41
4	分析センター	41
II	関係条例等	
1	川口市環境基本条例	42
2	川口市環境審議会条例	45
3	川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例	47
4	川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例施行規則	49
5	川口市あき地の環境保全に関する条例	51
6	川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則	52
7	川口市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱	54
8	川口市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	56
9	川口市浄化槽法施行細則	58
10	川口市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	59
III	用語解説	62

# 第1章

## 総説

## 第1節 川口市の概要

### 1 位置

川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接し、また県内では、さいたま・草加・越谷・蕨・戸田・鳩ヶ谷の各市と接しています。面積は55.75km<sup>2</sup>であり、市の大部分が都心から10～20km圏内に含まれています。

川口市位置図



市役所の所在地

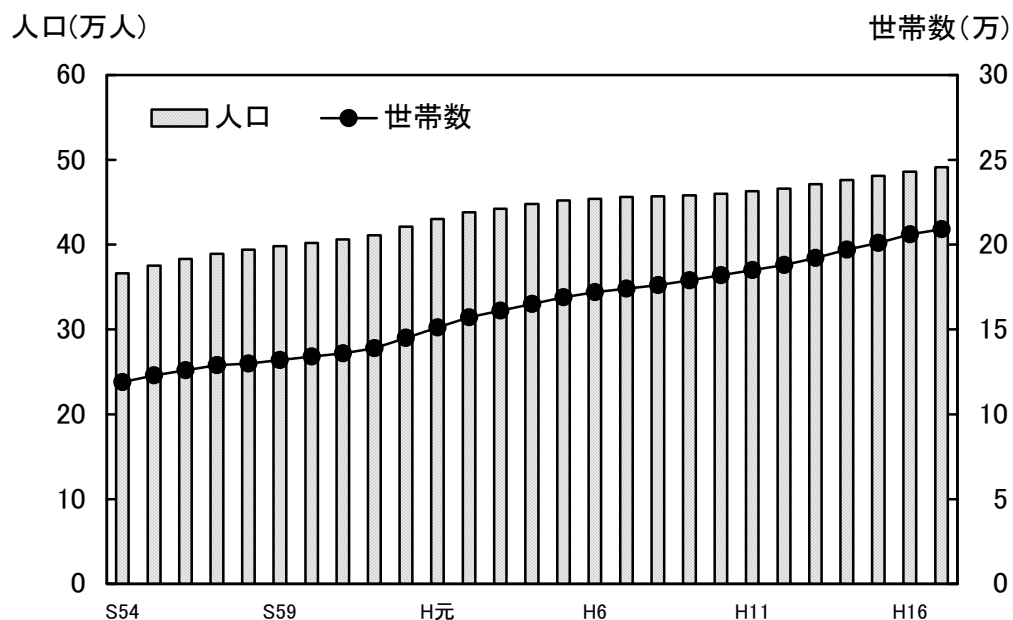
地名	川口市青木2-1-1
東経	139度43分38秒
北緯	35度48分17秒

### 2 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成17年1月1日現在、490,785人（住民基本台帳及び外国人登録）で県内有数の人口規模の大きな都市です。

近年も人口増加は続いており、自然動態、社会動態でみた変動比率は、ほぼ同じとなっています。

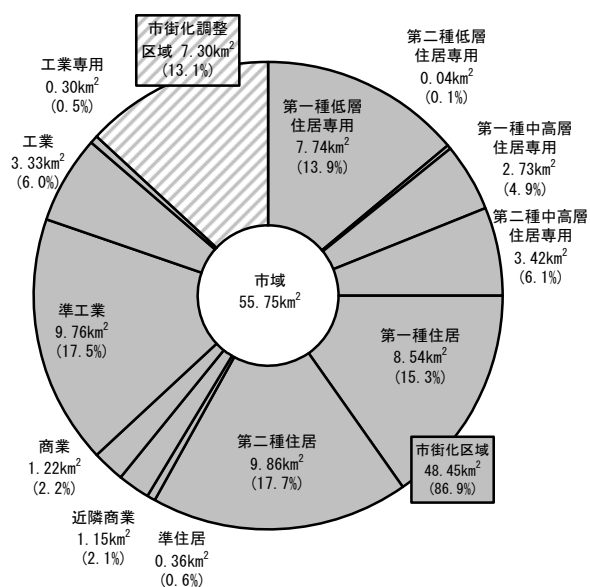
人口・世帯数の推移



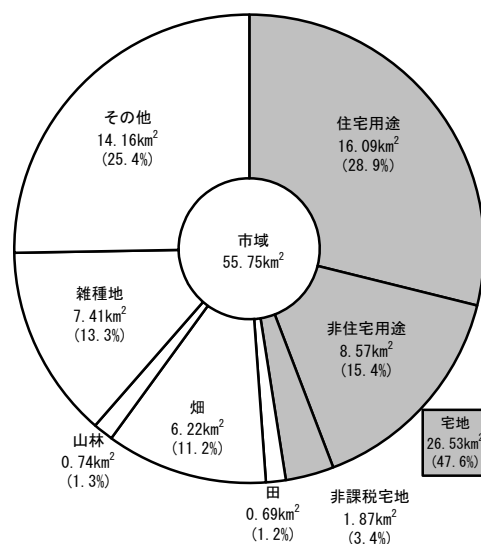
### 3 土地利用

市制施行時（昭和8年4月）の市域は19.40km<sup>2</sup>でしたが、その後合併・分離により、現在は55.75km<sup>2</sup>となっています。区域区分別に見ると、48.45km<sup>2</sup>は市街化区域、7.30km<sup>2</sup>は市街化調整区域となっています。また、地目別にみると宅地が5割弱となっています。

用途地域別面積



地目別面積



## 第2節 環境問題の展開

### 1 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長時代に工場や事業場が発生源とされた産業型公害は、大気汚染、水質汚濁\*、騒音、振動、悪臭\*、地盤沈下、土壌汚染の「典型7公害」と呼ばれ、様々な公害問題を起こしてきましたが、現在は、法の整備や公害防止技術により、大幅に改善しています。この反面、自動車による大気汚染、生活排水\*による水質汚濁、近隣の騒音問題等一人ひとりの生活に起因する都市生活型の環境問題や、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が広がりを見せています。

### 2 地球環境問題

「地球環境問題」は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、主なものとして、地球温暖化・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層\*の破壊・海洋汚染\*・生態系の破壊等があります。これらの原因は、石油をはじめとする化石燃料\*の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物・硫黄酸化物等の大気中への放出、自然への影響を考えない土地開発や、農薬・フロン等の化学物質の環境中への流出等が考えられます。

### 3 環境問題への取り組み

都市生活型の環境問題や地球環境問題は広範囲に及ぶため、従来の産業型公害対策のように法令での規制では十分な対応ができなくなりました。そのため環境問題を個々の課題毎ではなく総合的に捉え、計画的に施策を講じることが必要になりました。

わが国では、平成5年11月に、「環境基本法\*」が制定されました。また、この法律に基づき平成6年11月に、循環・共生・参加・国際的取り組みを今後の環境行政の柱とした「環境基本計画\*」を閣議決定しました。

本市においては、市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に「川口市環境基本条例\*」を施行しました。さらに、この条例に基づき、平成13年3月に「川口市環境基本計画」が策定されました。

本市は首都圏にあつて埼玉県内でも特に都市化の進んだ地域です。しかしながら、河川や用水路が市内を流れ、屋敷林や斜面林が点在し、樹林地など自然の面影も残されているところもあります。この恵まれた自然環境や快適な都市環境の創造は、私達と将来の世代のための重要な問題です。平成9年12月に日本が議長国としてとりまとめた「京都議定書\*」が平成17年2月に発効したことにより、今まで以上に地球的規模で環境を考え、身近なところから実践し、本市も「環境の世紀」をリードする環境共生都市\*となるよう市民・事業者・行政とのパートナーシップ\*により積極的に取り組んでいます。



# 第3節 川口市環境基本計画

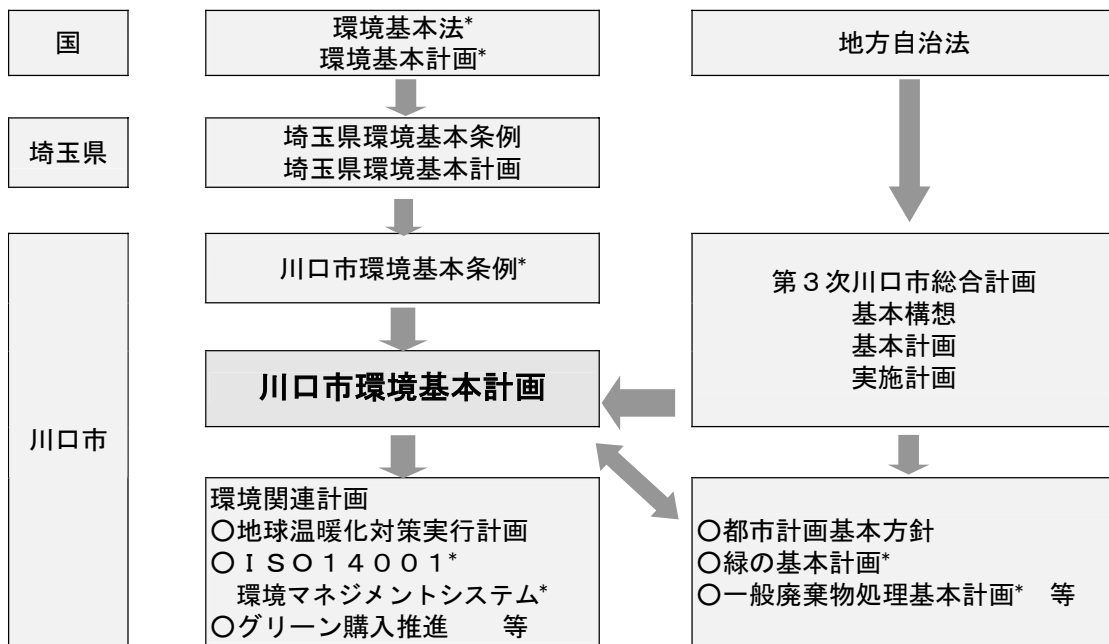
## 1 環境基本計画の策定

平成13年3月に策定された「川口市環境基本計画」は、川口市環境基本条例\*の基本理念（第3条）及び、長期的な視点に立った望ましい環境像である「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」を実現するため、5つの施策の柱、13の個別目標を設定し、市が行う環境の保全及び創造に関する基本な施策を体系的に示しています。また、市民及び事業者が自主的に環境に配慮した行動に取り組むための指針をあわせて盛り込んでいます。計画期間は平成13年からの10年間としています。

## 2 環境基本計画の位置づけ

平成12年4月に策定された「第3次川口市総合計画」では、基本理念の一つに環境との共生を掲げ、地球環境問題及び廃棄物問題への取り組みを環境行政の柱としています。川口市環境基本計画は、この総合計画に定められた将来都市像「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」を実現するための施策の基本的な方向性を、国や埼玉県的环境政策と連携を図りつつ環境面から明らかにするとともに、各種の個別計画や個別施策に対して環境配慮を促すものです。

また、ISO14001\*規格に基づく「環境マネジメントシステム」を平成11年10月から運用を開始し、平成12年2月に審査登録を受けています。また、平成14年2月に「川口市地球温暖化対策実行計画」の策定、平成15年度からは「川口市環境物品の調達に関する方針（グリーン購入）」を実施しています。



### 3 環境基本計画の推進体制

環境基本計画\*を円滑に推進するため、市民・事業者・市のパートナーシップに基づき、各々の積極的かつ自主的な環境に配慮した行動によって、川口市の望ましい環境像の実現が図れるように協働推進体制を整備しています。

(1) 川口市環境審議会

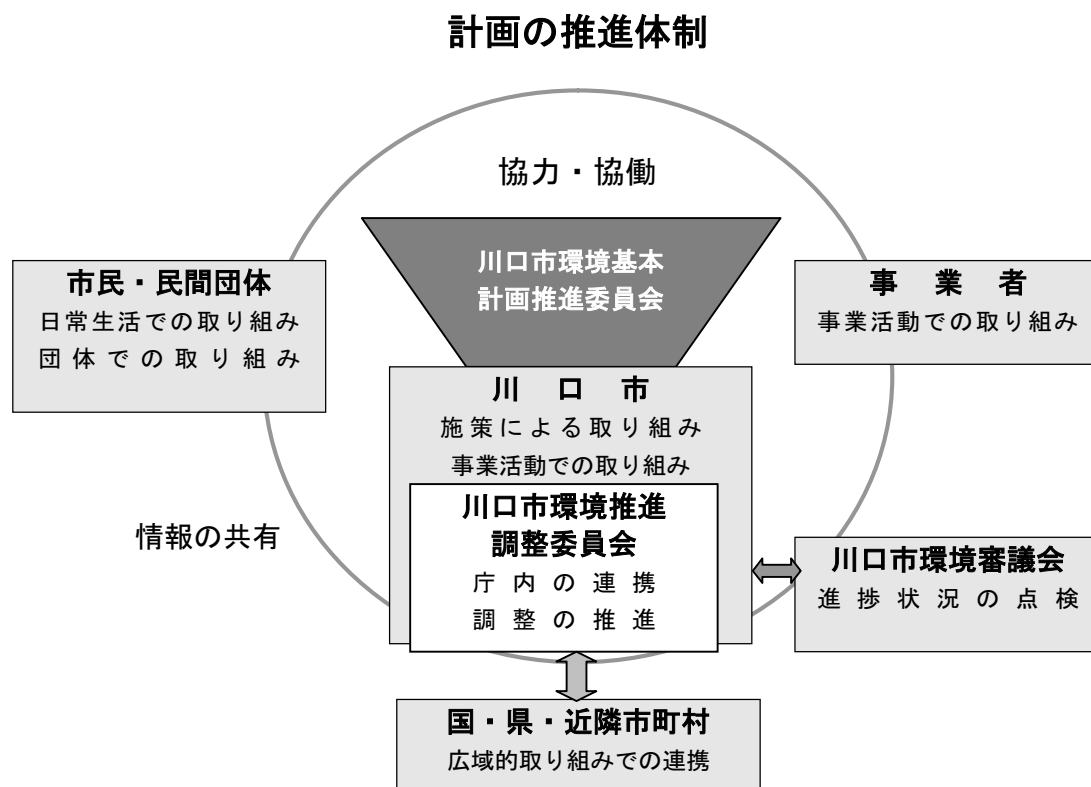
環境保全に関する市長の諮問に応じて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに環境基本計画\*進捗状況の点検を行っています。

(2) 川口市環境基本計画推進委員会

市民（民間団体）・事業者・市の委員で構成される、川口市環境基本計画を推進するための「川口市環境基本計画推進委員会」を設置し、各主体の連携強化や情報交換を図り、各種の取り組みへの働きかけなど行っています。

(3) 川口市環境推進調整委員会

環境基本計画を推進するための庁内組織として、助役を委員長とした、「川口市環境推進調整委員会」を設置し、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実行性を確保しています。



## 4 施策の体系

	施策の柱	個別目標	施策
郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市	I. 健康で安心して暮らせる公害のないまち	目標1 大気汚染を防止し、空気のきれいなまちにしよう	○大気汚染物質発生源の規制及び指導 ○交通量低減化対策 ○交通の流れの円滑化対策 ○大気汚染防止対策への助成 ○調査・監視体制の充実 ○啓発・その他の対策
		目標2 有害化学物質による汚染のないまちにしよう	○有害化学物質発生源の規制及び指導 ○有害化学物質の環境調査の充実 ○有害化学物質啓発・その他の対策
		目標3 清らかな水の流れるまちにしよう	○水質汚濁物質発生源の規制及び指導 ○水質汚濁防止対策及び助成 ○調査・監視体制の充実 ○啓発・その他の対策
		目標4 地下水を保全し、土壌汚染のないまちにしよう	○地下水及び土壌汚染物質発生源の規制及び指導 ○調査・監視体制の充実 ○啓発・その他の対策
		目標5 騒音・振動、悪臭のないまちにしよう	○騒音・振動、悪臭の規制及び指導 ○交通量低減化対策 ○騒音・振動、悪臭防止対策及び支援 ○騒音・振動の調査・監視体制の充実 ○啓発・その他の対策
	II. 豊かな自然とともに快適に暮らせるまち	目標6 水と緑の豊かなまちをつくろう	○樹林地の保全 ○水辺地の保全と復活 ○農地などの保全と活用 ○多様な生物が生息できる空間の確保 ○水と緑の回廊づくりの推進
		目標7 歴史や文化を保存し、市民が誇りを持つことができるまちにしよう	○文化財の保護・保存と活用 ○博物館などの整備の推進 ○伝統文化の保存と継承 ○美しい景観とまちづくり
	III. 限りある資源を有効に利用し循環型社会を形成するまち	目標8 ごみの発生・排出抑制、再利用、再生利用をすすめよう	○ごみの発生・排出抑制 ○再利用・再生利用の推進 ○リサイクルシステムの推進
		目標9 ルールを守り、ごみが適正に処理される社会を実現しよう	○ごみ出しマナーの啓発 ○ごみの散乱防止や不法投棄対策の推進 ○まちの美化の推進 ○ごみの適正処理の推進
	IV. 地球環境にやさしい心を育むまち	目標10 地球環境に配慮した日常生活や事業活動を実践しよう	○地球温暖化の防止 ○オゾン層*の保護 ○酸性雨、その他の問題
	V. 市民ひとり一人が環境に対する取り組みを実践するまち	目標11 誰もが気づいたところから行動できるようにしよう	○環境教育の充実 ○環境教育体制の整備
		目標12 誰もがわかりやすい環境情報の相互交流の場をつくろう	○環境情報の収集・活用
		目標13 気楽に参加でき共に顔の見えるネットワークを展開しよう	○パートナーシップの推進

## 第2章

# 環境の現況と対策

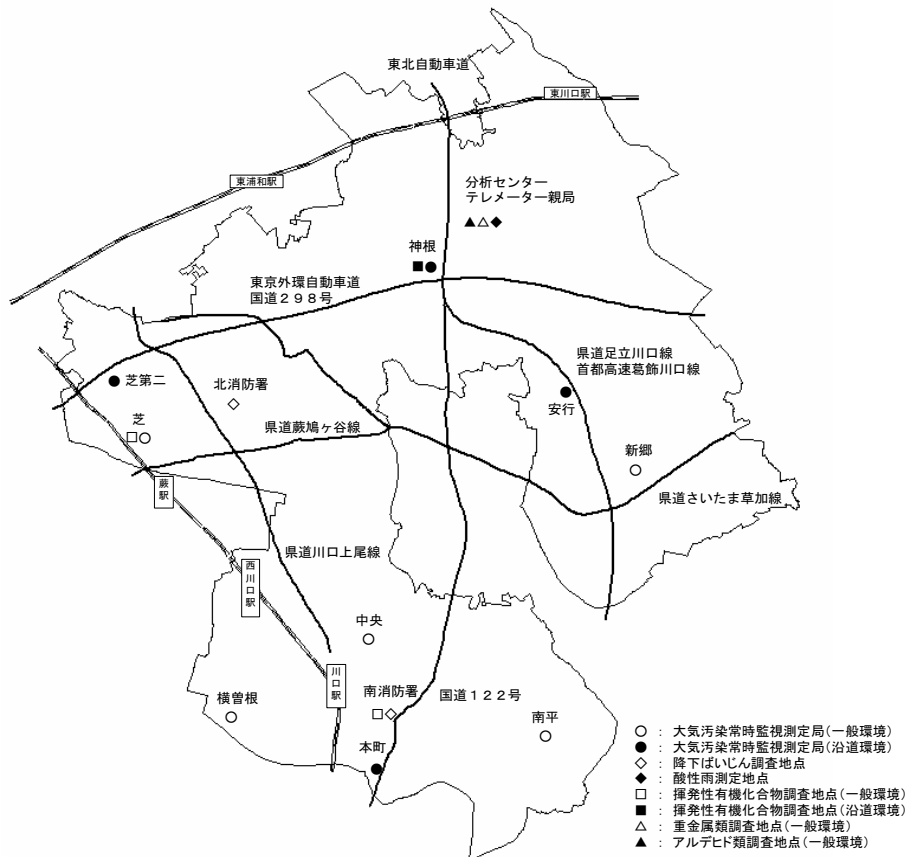
## 第1節 大気環境

本市では、市内に大気汚染常時監視測定局を9局（一般環境測定局\*5局・自動車排出ガス測定局\*4局）配置し、大気汚染の常時監視\*を実施しています。また、有害大気汚染物質については、揮発性有機化合物\*、重金属類\*、アルデヒド類\*の16物質について、市内の4地点でモニタリング調査\*をしています。その他、降下ばいじん、酸性雨についても調査しています。

大気汚染監視測定体制

測定項目		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	揮発性有機化合物	重金属類	アルデヒド類	降下ばいじん	酸性雨
測定地点														
一般環境測定局	中央	○	○	○	○		○	○	○					
	横曽根	○	○	○	○			○						
	南平	○	○	○	○					○				
	新郷	○	○	○	○			○						
	芝	○	○	○	○									
自動車排出ガス(沿道環境)測定局	本町					○								
	安行		○	○		○	○	○						
	芝第二		○	○		○		○						
	神根		○	○		○		○		○				
南消防署										○			○	
北消防署													○	
石神配水場											○	○		○

大気環境の測定地点図



# 1 一般環境大気

## (1) 一般環境測定局における調査

### ① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は石油、石炭の中に含まれる硫黄分が燃焼したときに発生します。主な発生源は工場、事業場、ディーゼル車のほか、火山活動等自然現象によるものもあります。無色の刺激臭のある気体で、ぜんそくや気管支炎等の呼吸器系疾患を引き起こすとされているほか、酸性雨の原因物質でもあります。

排煙脱硫装置の導入や、脱硫等による燃料の低硫黄化対策が進み、全国的に環境基準\*を達成するまでに改善しています。本市でも、すべての測定局で環境基準を達成しており、良好な状態が継続しています。

### ② 浮遊粒子状物質

空気中に浮遊している粒子状物質（浮遊粉じん）のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質といいます。工場や事業場、自動車の排気ガスのほか、土ぼこり等が主な発生原因です。呼吸によって体内に入り、肺や気管支等の呼吸器系の器官に影響を与えるといわれています。

平成16年度の長期的評価は、すべての測定局で環境基準\*を達成しました。

### ③ 二酸化窒素

二酸化窒素は、ものが燃えるときに発生した一酸化窒素が、空気中で酸化されたものです。主な発生源は、工場、事業場、自動車等があります。二酸化窒素は人の呼吸器に悪影響を与え、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質でもあります。

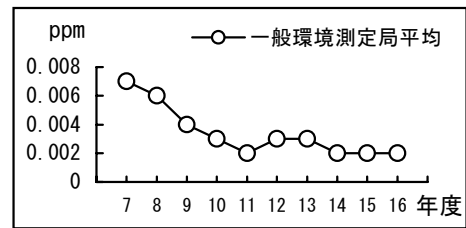
川口市では、平成16年度はすべての測定局で環境基準\*を達成しました。また、市内の二酸化窒素年平均値の推移は、ゆるやかな減少傾向にあります。

二酸化硫黄の環境基準適合状況

	12	13	14	15	16
中 央	○	○	○	○	○
横 曽 根	○	○	○	○	○
南 平	○	○	○	○	○
新 郷	○	○	○	○	○
芝	○	○	○	○	○

(長期的評価による ○: 適合)

二酸化硫黄年平均値の経年変化

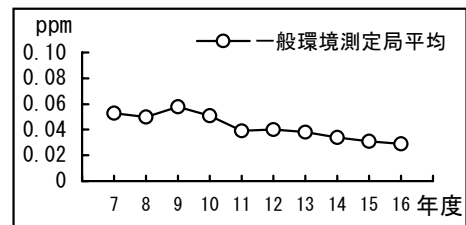


浮遊粒子状物質の環境基準適合状況

	12	13	14	15	16
中 央	○	×	○	○	○
横 曽 根	○	×	○	○	○
南 平	○	×	○	○	○
新 郷	○	×	×	×	○
芝	○	×	○	○	○

(長期的評価による ○: 適合 ×: 不適合)

浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

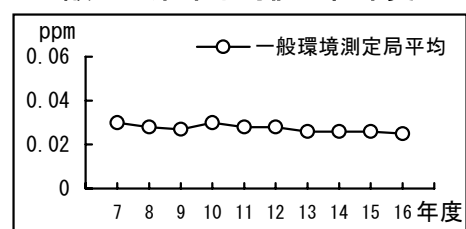


二酸化窒素の環境基準適合状況

	12	13	14	15	16
中 央	○	○	○	○	○
横 曽 根	○	○	○	○	○
南 平	○	○	○	○	○
新 郷	○	○	○	○	○
芝	○	○	○	○	○

(98%値評価による ○: 適合)

二酸化窒素年平均値の経年変化



④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等が、紫外線（太陽光線）によって、光化学反応を起こし生成される強酸性物質です。

光化学オキシダントによって大気が汚染される状態が光化学スモッグと呼ばれ、風が弱く、日差しの強い夏季を中心に発生するので、気温が高くよく晴れた日の多い年は、光化学スモッグ注意報の発令回数も多い傾向にあります。このスモッグは、目や呼吸器等を刺激したり、植物の葉を枯らすなどの被害を起こしたりします。

全国的に、ほとんどの測定局が環境基準\*を達成しない状況が継続しています。本市でも、平成16年度もすべての測定局で達成しませんでした。

⑤ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、炭素と水素だけからなる化合物のうち、メタンを除いたものの総称です。有機溶剤を使用する工場や、自動車の排気ガス等のほか、多種多様な発生源から排出されます。炭化水素は窒素酸化物とともに光化学オキシダント生成の主な原因物質とされ、非メタン炭化水素濃度に関して、指針値(0.31ppmC\*)が定められています。

中央測定局の非メタン炭化水素年平均値については、ほぼ横ばいの傾向にあります。

(2) 降下ばいじん調査

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじんや風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために、大気中で浮遊せずに降下するもの、あるいは雨や雪等に取り込まれて降下するものをいいます。

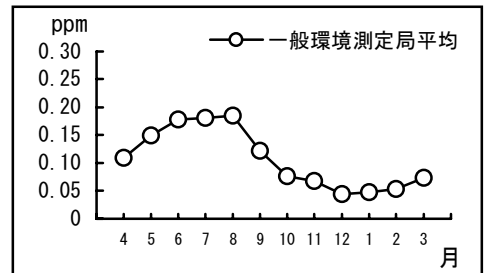
最近では、減少傾向にあります。

光化学オキシダントの環境基準適合状況

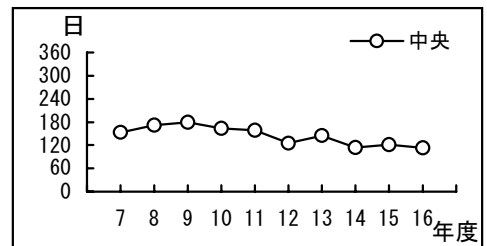
	12	13	14	15	16
中 央	×	×	×	×	×
横 曽 根	×	×	×	×	×
南 平	×	×	×	×	×
新 郷	×	×	×	×	×
芝	×	×	×	×	×

(短期的評価による ×：不適合)

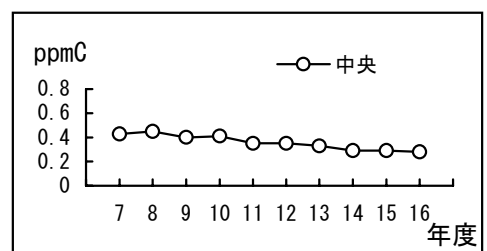
平成16年度 光化学オキシダント月最高値の経月変化



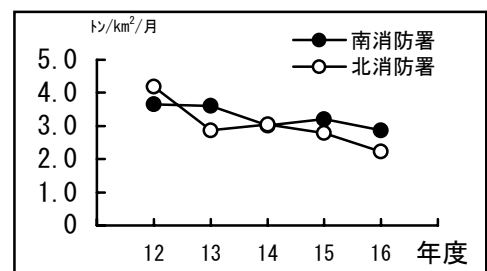
非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数



非メタン炭化水素年平均値の経年変化



降下ばいじんの経年変化



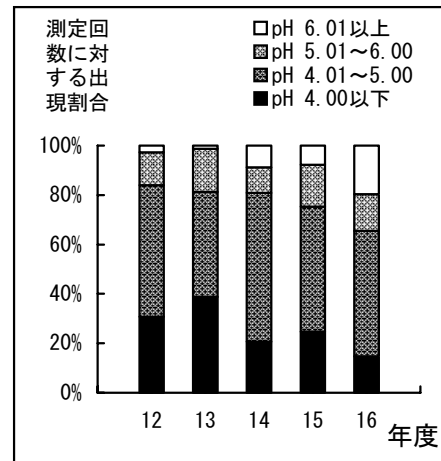
### (3) 酸性雨調査

雨は本来、空気中の二酸化炭素が溶け込み、pH\* 5.6 前後です。酸性雨とは、空気中の窒素酸化物や二酸化硫黄が、硝酸や硫酸の形で雨滴に溶け込み、pH 5.6 以下になったものです。

降り始めの降雨ほど強い酸性を示す傾向があることから、降り始めの1mm目の降雨から5mm目までを5段階に分けて採取測定しています。

最近では、強い酸性（pHの値が4以下）の降る割合は、少しずつ減る傾向にあります。

酸性雨出現割合の経年変化



## 2 自動車排出ガス

### (1) 自動車排出ガス測定局における調査

#### ① 一酸化炭素

一酸化炭素は物質の不完全燃焼によって発生します。無色無臭の気体で、血液中のヘモグロビンと結合すると、頭痛やめまい、症状がひどくなると、吐き気、けいれん、呼吸困難など引き起こします。

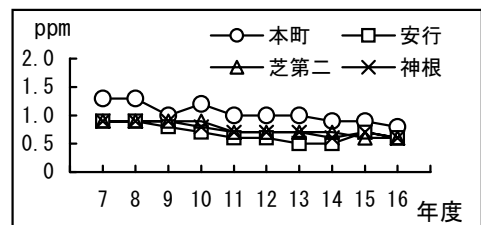
川口市では、すべての測定局で環境基準\*を達成している状況が継続し、良好な状態にあります。また、市内の一酸化炭素年平均値についてはゆるやかな減少傾向にあります。

一酸化炭素の環境基準適合状況

	12	13	14	15	16
本 町	○	○	○	○	○
安 行	○	○	○	○	○
芝 第 二	○	○	○	○	○
神 根	○	×	○	○	○

(長期的評価による ○：適合 ×：不適合)

一酸化炭素年平均値の経年変化



#### ② 浮遊粒子状物質

本市では自動車排出ガス測定局3局で浮遊粒子状物質の測定を行っています。

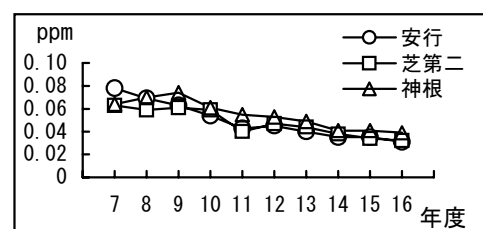
平成16年度の長期的評価については、すべての測定局で環境基準\*を達成し、短期的評価についても、2測定局で達成しました。

浮遊粒子状物質の環境基準適合状況

	12	13	14	15	16
安 行	○	×	○	×	○
芝 第 二	○	×	×	×	○
神 根	○	×	×	×	○

(長期的評価による ○：適合 ×：不適合)

浮遊粒子状物質年平均値の経年変化





③ 二酸化窒素

本市では自動車排出ガス測定局3局で二酸化窒素の測定を行っています。

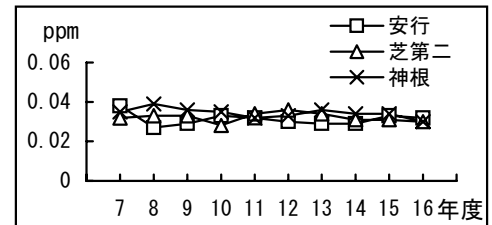
平成16年度は、すべての測定局で環境基準\*を達成しました。また、市内の二酸化窒素年平均値の推移は、ゆるやかな減少傾向にあります。

二酸化窒素の環境基準適合状況

	12	13	14	15	16
安 行	○	○	○	○	○
芝 第 二	○	○	○	○	○
神 根	○	×	○	○	○

(98%値評価による ○:適合 ×:不適合)

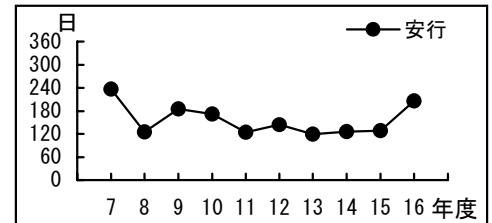
二酸化窒素年平均値の経年変化



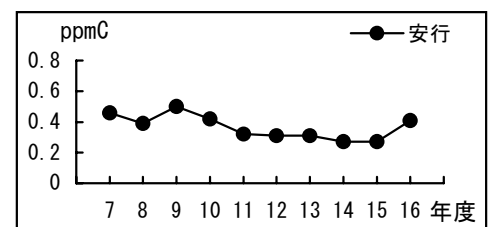
④ 非メタン炭化水素

安行測定局の非メタン炭化水素年平均値については、平成16年度は上昇したものの、概ね横ばいの傾向にあります。

非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数



非メタン炭化水素年平均値の経年変化



(2) 自動車排出ガス対策

自動車の排出ガス規制は、昭和41年9月の一酸化炭素規制\*から始まり、その後、規制対象物質を広げるなどして、逐次規制が強化されましたが、予想以上に車が増加したため、窒素酸化物、粒子状物質の改善が図られませんでした。このため、さらなる規制の必要性から、平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO<sub>x</sub>法)が公布されました。本市も同法に基づく特定地域になっていたため、同法が適用されることになりました。

さらに、平成13年6月には自動車NO<sub>x</sub>法の改正が行われ、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO<sub>x</sub>・PM法\*)が公布されました。主な改正点は、①粒子状物質を対象物質へ追加、②対象地域の拡大、③車種規制の強化、④事業場に対する措置の強化となっています。

このようにして、大気汚染物質に対する様々な削減対策を講じたことにより、各物質の全国的な改善が図られましたが、大都市地域（本市を含む）では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質のさらなる改善を目指して、平成15年10月に8都府県により「ディーゼル車規制」が始まりました。これは、微粒子除去装置を装着していないディーゼル車に対して、8都府県の乗り入れを禁止した非常に厳しい規制です。この結果、本市における平成16年度の大気汚染状況は、特に浮遊粒子状物質について大幅な改善が見られました。

本市においては、毎週水曜日をノーカーデーと定め、公用車の使用抑制や職員の自家用車の使用自粛に取り組むとともに、埼玉県、川口警察署、埼玉県自動車整備振興会川口支部などと合同で、毎年6月に街頭車検を実施し、排気ガス中の一酸化炭素及び炭化水素濃度の検査を行っています。その他、アイドリングストップ\*の励行を呼びかけるなど、市民、事業者に対する啓発活動を行っています。

### 3 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質とは、長い間（例えば一生涯）吸い続けると、人の健康に被害をもたらす物質をいいます。

平成9年4月施行された改正大気汚染防止法に基づき、本市では揮発性有機化合物\*を平成9年度から、重金属類は平成11年度から、アルデヒド類は平成12年度からモニタリング調査を実施しています。

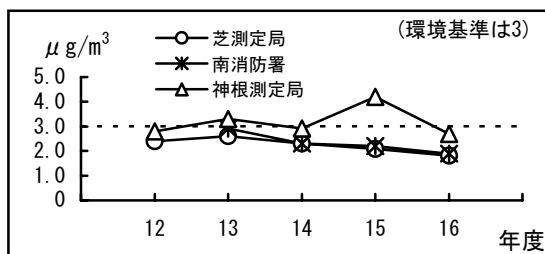
環境基準の定められている4物質の調査結果については、平成16年度すべての調査地点で環境基準を達成しました。

有害大気汚染物質環境基準適合状況

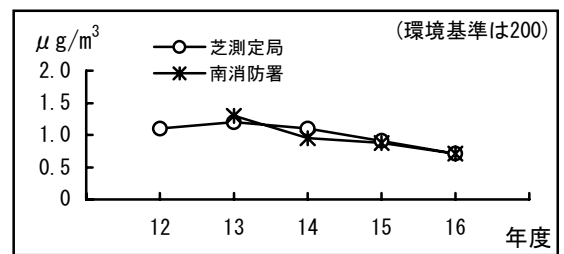
測定項目	測定地点	12	13	14	15	16
ベンゼン	芝測定局	○	○	○	○	○
	南消防署		○	○	○	○
	神根測定局	○	×	○	×	○
トリクロロエチレン	芝測定局	○	○	○	○	○
	南消防署		○	○	○	○
テトラクロロエチレン	芝測定局	○	○	○	○	○
	南消防署		○	○	○	○
ジクロロメタン	芝測定局	○	○	○	○	○
	南消防署		○	○	○	○

(○：適合 ×：不適合)

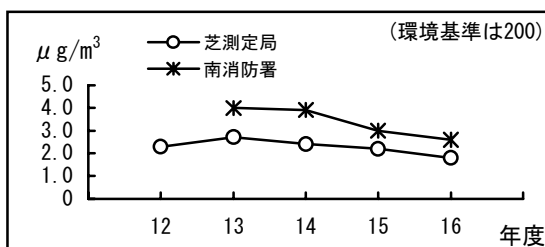
ベンゼン\*年平均値の経年変化



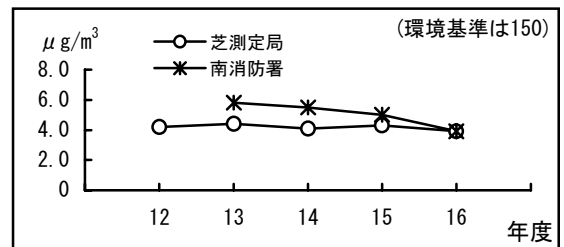
トリクロロエチレン\*年平均値の経年変化



テトラクロロエチレン\*年平均値の経年変化



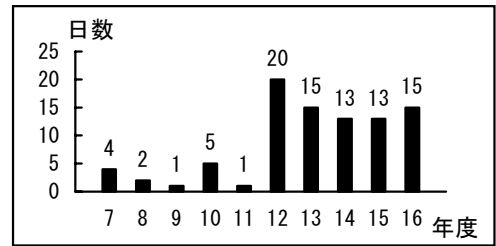
ジクロロメタン\*年平均値の経年変化



#### 4 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報等の発令については、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」により、オキシダント大量ばい煙発生事業者及びオキシダントばい煙発生事業者に対して、削減計画に基づき、燃料使用量の削減を講ずるなどの緊急時の発令措置を行っています。また、注意報等の発令があった場合は「注意報発令中」等の表示板を公共施設に掲示するとともに、防災行政用無線を通じて市民に周知し、被害の未然防止を呼びかけています。

光化学スモッグ注意報  
発令日数の経年変化



本市では光化学スモッグ発生抑制のため、「埼玉県生活環境保全条例\*」に基づき、平成14年4月1日より、ガソリンスタンド、ドライクリーニング、化学製品製造工場の製造設備や、印刷業・塗装業・接着剤を使用する工場、製造設備以外の化学製品製造工場の使用施設事業者に対して届出及び対策を指導しています。

#### 5 工場・事業場

大気汚染の防止を図り生活環境を保全するために、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙\*や粉じん、炭化水素類、有害大気汚染物質について、その規模により「大気汚染防止法」「埼玉県生活環境保全条例\*」に基づき各種の規制がかけられています。

本市では、工場・事業場への立入検査により、ばい煙量等の測定の指導や、結果の確認を行っています。

施設数及び事業場数

		届出数		立入件数	
		事業場数	施設数	事業場数 (指導件数)	施設数
大気汚染 防止法	ばい煙発生施設	157	366	114 (19)	235
	粉じん発生施設	10	20	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0
	特定粉じん排出等作業	5	—	5 (0)	—
埼玉県 生活環境 保全条例	指定ばい煙発生施設	85	86	62 (45)	62
	指定粉じん発生施設	18	42	2 (0)	2
	指定炭化水素類発生施設	75	338	33 (7)	192
	有害大気汚染物質	19	—	19 (12)	—

#### 6 野外焼却

適正な廃棄物焼却炉を使用しない廃棄物\*等の焼却（野外焼却）は、「埼玉県生活環境保全条例\*」によって宗教行事等の例外を除いて禁止されています。

本市では野外焼却の禁止の啓発並びにパトロールを行っています。また、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により届出のあった廃棄物焼却炉は構造基準・維持管理基準の遵守の指導を行っています。

## 第2節 水環境

### 水環境の測定地点図



#### 1 公共用水域\*

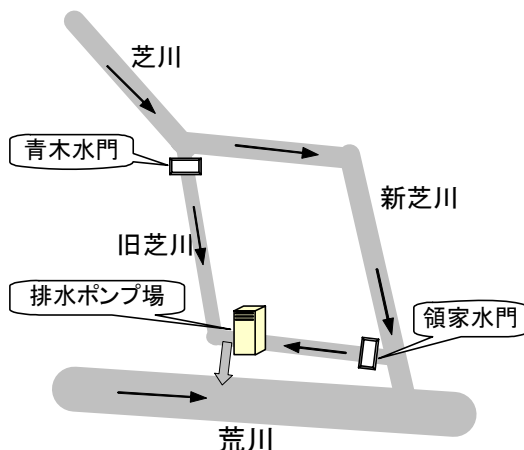
本市では、公共用水域について市内を流れる8河川、全12地点において毎月1回、水質状況の調査をしています。

##### (1) 芝川（6地点：E類型）

芝川は市内で2つの川に分岐しています。1つは市の北西部の天神橋から山王橋を経て荒川に流入する新芝川、もう1つは、青木水門と県境の領家水門に閉ざされ、途中の排水ポンプ場で荒川へ放流している旧芝川です。

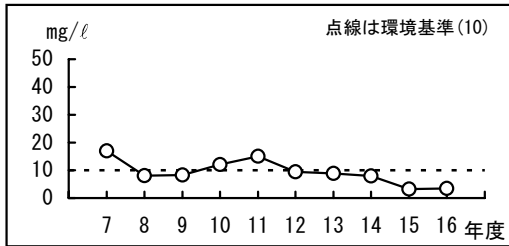
分岐前の芝川と新芝川、旧芝川でそれぞれ2地点ずつ水質調査をしています。そのうち新芝川の山王橋が埼玉県的环境基準点となっています。

#### 芝川水系概略図

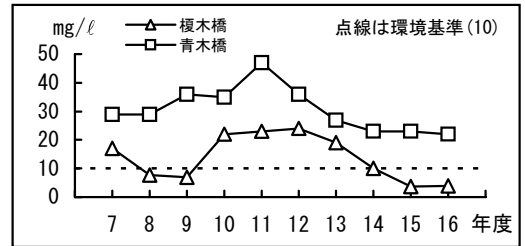


BOD75%水質値\*は新芝川の山王橋で 3.4mg/ℓと、良好な結果となっていますが、旧芝川上流部の青木橋では 22mg/ℓ、下流部の榎木橋で 3.9mg/ℓと上流部で高い値を示しています。

**新芝川（山王橋）  
BOD75%水質値の経年変化**



**旧芝川（青木橋・榎木橋）  
BOD75%水質値の経年変化**

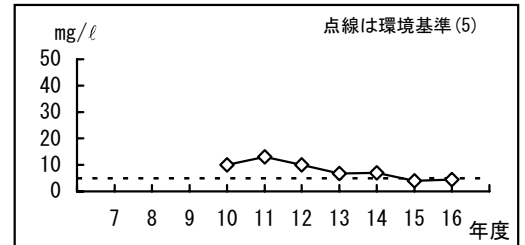


(2) 綾瀬川（1地点：C類型）

綾瀬川は、市の北部から越谷、草加の市境沿いを流れ、葛飾区内で中川に合流しています。

昭和55年から連続して15年間、国が管理している河川の中で、最も汚れた川とされていましたが、平成15年度以降は、環境基準\*を達成するまで水質が改善しています。川口市では、平成10年度から水質の調査をしています。

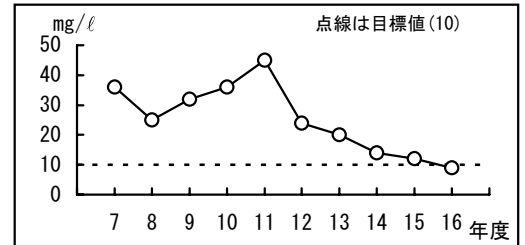
**綾瀬川（綾瀬新橋）  
BOD75%水質値の経年変化**



(3) その他の河川（5地点）

さいたま市の太田窪から柳崎を流れ芝川に流入する藤右衛門川、前川地区を流れ芝川に流入する豎川、安行慈林から鳩ヶ谷市、新郷地区を流れる毛長川、戸塚地区を流れる伝右川、戸田市との境を流れ菖蒲川に流入する緑川のそれぞれ1地点について、水質調査をしています。このうち藤右衛門川の論處橋は、埼玉県環境基準補助地点です。

**藤右衛門川（論處橋）  
BOD75%水質値の経年変化**



なお、これらの河川は、類型の指定がありませんが、ここ数年、穏やかな改善傾向にあり、本市ではE類型の環境基準値を目標値としています。

(4) 底質

新芝川の山王橋、藤右衛門川の論處橋において毎年1回、重金属類などの調査を行っています。総水銀、PCBについては一律の「暫定除去基準」が定められていますが、平成16年度も、例年同様、基準を下回っています。

**平成16年度 河川底質測定結果（抜粋）**

(単位：mg/kg 乾泥)

項目	新芝川 (山王橋)	藤右衛門川 (論處橋)	暫定除去 基準
総水銀	0.056	0.035	25
アルキル水銀	不検出	不検出	—
PCB	0.19	0.27	10

## 2 地下水

近年、工場・事業場から漏洩した揮発性有機化合物\*や重金属類\*、また、不法投棄等による、地下水の汚染が大きな社会問題となっています。更に平成11年2月地下水の環境基準項目に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素\*」がその有害性から追加されたました。この原因として窒素の過剰施肥による影響が大きいと言われています。

本市では地下水について、市内を4kmの区画に区分し、各区画の中から1地点を抽出し、人の健康の保護に関する項目について毎年1回水質状況の調査をしています。

平成16年度は、地域の地下水の状況把握を目的とする「概況調査」を4地点、過去の調査により汚染が確認されている井戸を継続的に監視する「定期モニタリング調査」を5地点、合計9地点について調査しました。「概況調査」では、全地点において環境基準\*を達成しましたが「定期モニタリング調査」では、3本の井戸で環境基準を超える量の有害物質が検出されました。

概況調査で汚染が確認された井戸周辺については「汚染井戸周辺地区調査」を実施しています。調査対象となる井戸のうち、最も汚染が顕著である1地点を「定期モニタリング調査」として、継続的に監視を続けるとともに、汚染源の特定に努めています。

平成16年度 定期モニタリング地点の地下水水質測定結果（抜粋）（単位：mg/l）

項目	地区	東貝塚	赤山	柳崎	本町	上青木	環境基準
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10	10	29			10
シス-1,2-ジクロロエチレン					0.066		0.04
トリクロロエチレン					0.28		0.03
ヒ素						0.034	0.01

## 3 工場・事業場

公共用水域\*の水質汚濁\*防止のため、汚水や廃液を排出する工場・事業場には、「水質汚濁防止法\*」「埼玉県生活環境保全条例\*」により、施設設置の届出を始め、排水基準の遵守（濃度規制）、汚染状態の測定などが義務付けられています。また、1日の排水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場には、総量規制が課せられています。

本市は昭和49年5月より水質汚濁防止法の政令市に指定され、工場・事業場の立入検査、行政指導を行っているほか、随時河川の流況を確認するなど、パトロールを実施しています。

### 特定事業場数（水質汚濁防止法）

（平成17年3月31日現在）

1日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上	23(23)
有害物質使用	8(8)
地下浸透	0
1日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満	160(60)
有害物質使用	24(24)
地下浸透	0
合計（うち規制対象）	183(83)

### 指定排水工場数（埼玉県生活環境保全条例）

（平成17年3月31日現在）

法・条例に該当	条例のみ該当	合計
5	3	8(8)

### 平成16年度

#### 特定事業場等立入数及び措置

立入件数 （うち基準不適合）	措置内容		
	命令	勧告	注意等
133(15)	0	0	15

#### 4 生活排水\*

河川の水質は、工場・事業場への規制の強化や自主的な取り組み、また、公共下水道の整備により、ここ数年良化の傾向を示してきました。

今後の更なる水質改善のためには、生活排水対策が重要な施策となっています。平成13年の浄化槽法改正により、浄化槽の定義が合併処理浄化槽\*（し尿と雑排水を併せて処理する方式）となり、新規に設置されるものについては、この方式のものが義務付けられています。

本市では、更なる公共下水道の整備をはじめ、浄化槽の適正管理指導、単独浄化槽（し尿のみを処理するもの）から合併処理浄化槽への転換促進等を目的とした、合併処理浄化槽設置整備補助金の交付（下水道事業認可区域外のみ）及び啓発事業等により、汚濁負荷の軽減に努めています。

#### 5 河川の異常水質

河川の異常水質による魚のへい死等の原因としては、有害物質や油の流出、夏場の酸欠などがあげられます。これらに対しては、関係機関と連携し、汚染物質・発生源の特定や、更なる被害の拡大・拡散防止に努めています。また、必要に応じ、本市分析センターによる原因物質の特定等も実施しています。

#### 下水道整備状況（人口比）

単位（％）

平成15年度	平成16年度
78.6	79.2

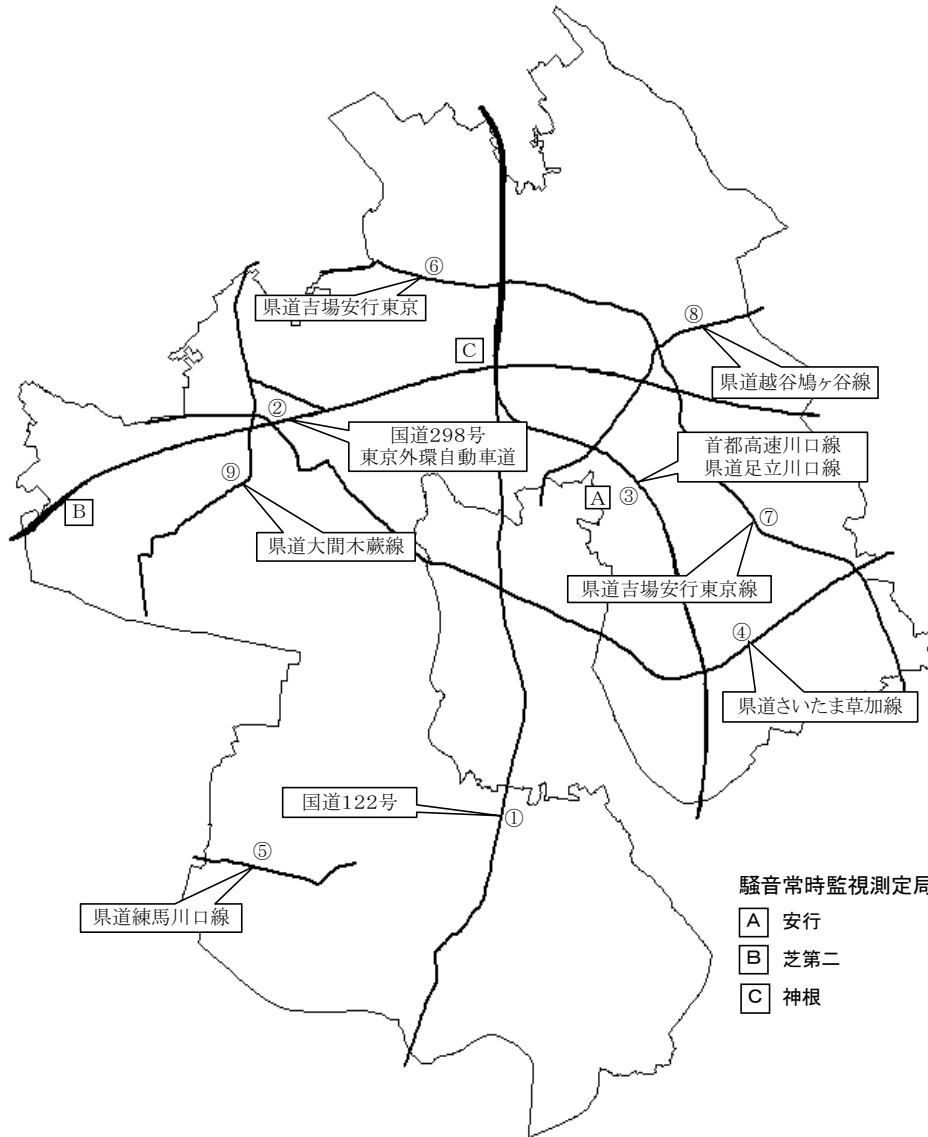
各年度3月31日現在

#### 平成16年度 合併処理浄化槽設置 整備補助金交付件数

人槽区分	件数 (うち高度処理型)
5人槽	30
6～7人槽	5
8～10人槽	12(1)
計	47(1)

# 第3節 騒音・振動

## 自動車騒音測定地点図



### 1 自動車交通騒音

本市では、自動車騒音の実態を把握するため、市内3地点に自動騒音計を設置し、年間を通して騒音の測定を実施しています。また、平成16年度は、主要幹線道路7路線9評価区間の騒音評価を行いました。

平成16年度の測定局における騒音視測定結果は安行測定局が、昼間・夜間ともに環境基準\*を達成しませんでした。また、市内の自動車騒音評価で、昼間・夜間ともに基準を達成したのは評価対象住居等の77.5%でした。

平成16年度 測定局における騒音監視測定結果 (単位：dB)

測定局名	道路名		年間値	環境基準	要請限度
安行	首都高速川口線 県道足立川口線	昼間	74	70	75
		夜間	71	65	70
芝第二	東京外環自動車道 国道298号	昼間	63	70	75
		夜間	60	65	70
神根	東京外環自動車道 国道298号	昼間	63	70	75
		夜間	61	65	70



これらの騒音には、要請限度が定められ、限度を超えて、道路周辺の環境を著しく損なっている場合は、埼玉県公安委員会に対して交通規制措置を要請することや、道路管理者に対して道路の維持、構造等に意見を述べるできるようになっています。本市では、苦情が発生した際は調査を行い、その結果を道路管理者等に報告しています。

平成16年度 自動車騒音評価結果

地点番号	評価対象道路名	車線数	評価対象住居等戸数			昼間・夜間とも基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
			戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
①	国道122号	4	1,251	263	21.0	505	40.4	0	0.0	483	38.6
②	東京外環自動車道	4	774	711	91.9	63	8.1	0	0.0	0	0.0
	国道298号	4									
③	首都高速川口線	4	562	160	28.5	307	54.6	0	0.0	95	16.9
	県道足立川口線	4									
④	県道さいたま草加線	2	611	516	84.5	93	15.2	0	0.0	2	0.3
⑤	県道練馬川口線	2	738	722	97.8	15	2.0	0	0.0	1	0.1
⑥	県道吉場安行東京線	2	631	621	98.4	5	0.8	0	0.0	5	0.8
⑦	県道吉場安行東京線	2	570	526	92.3	38	6.7	0	0.0	6	1.1
⑧	県道越谷鳩ヶ谷線	2	427	416	97.4	10	2.3	0	0.0	1	0.2
⑨	県道大間木蕨線	2	1,695	1,692	99.8	1	0.1	0	0.0	2	0.1
合計			7,259	5,627	77.5	1,037	14.3	0	0.0	595	8.2

2 工場・事業場

著しく騒音・振動を発生する施設を設置または使用する工場・事業場は、「騒音規制法」「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて届出が義務付けられています。

平成16年度末の時点では「騒音規制法」「振動規制法」に基づく特定施設のうち、金属加工機械と空気圧縮機が大半を占めています。本市では「騒音規制法」「振動規制法」「埼玉県生活環境保全条例」に基づく届出の際に規制基準を遵守するように未然防止の指導を行っています。また、工場・事業場等の開発行為許可申請・中高層建築物計画申出等事前協議の際にも防音・防振対策の指導を行っています。

施設数(騒音関係)

区 分		施設数
騒音規制法	特定施設数	4,060
埼玉県生活環境保全条例	指定騒音施設数	885
	指定騒音作業工場数	135

施設数(振動関係)

区 分		施設数
振動規制法	特定施設数	2,453
埼玉県生活環境保全条例	指定振動施設数	40

### 3 特定建設作業

特定建設作業は、建設作業の中でも著しく騒音・振動を発生させる作業で、日常生活の中ではありえない大きな音や振動を発生させる機械が使用されることから、近隣住民から苦情が寄せられることがあります。これらは「騒音規制法」「振動規制法」に基づき、届出が義務付けられています。騒音に関する届出状況については、さく岩機を使用する作業、振動に関しては、ブレーカーを使用する作業が、9割前後を占めています。

本市では、届出の際、施工者に対し、近隣住民への事前説明、防音・防振の対策等、周辺的生活環境の保全に努めるよう指導を行っています。

特定建設作業実施届出数

種別	年度				
	12	13	14	15	16
騒音規制法に基づくもの (うち さく岩機を使用する作業)	95 (82)	90 (87)	89 (88)	98 (93)	102 (97)
振動規制法に基づくもの (うち ブレーカーを使用する作業)	57 (47)	55 (43)	48 (42)	67 (57)	61 (57)

### 4 深夜営業

「埼玉県生活環境保全条例\*」により、深夜営業及び音響機器の使用について制限をしています。本市では、飲食店がカラオケ等の音響機器を設置する場合、「埼玉県生活環境保全条例\*」に基づいて規制基準を遵守するよう店舗に対し事前に指導するとともに、現場確認によって、騒音の防止に努めています。平成16年度の事前指導件数は53件でした。

近年、飲食店内のカラオケ、楽器演奏等の音響機器による騒音苦情が増加する傾向にあります。カラオケ等の騒音による近隣からの苦情に対しては、その都度、規制基準の説明や音響機器の使用についての指導を行っています。

## 第4節 悪臭

本市では特定悪臭物質による濃度規制を行っています。また、「埼玉県生活環境保全条例\*」では、指定悪臭工場等を13業種指定するとともに、規制区域を設け、悪臭を臭気濃度により規制しています。本市は全域規制区域に指定されています。

悪臭防止法による規制基準については次のとおりです。

- 1号規制 敷地境界（特定悪臭物質として22物質。）
- 2号規制 煙突もしくは気体排出口（アンモニアを含む13物質。ただし、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸を除く。）
- 3号規制 事業活動に伴って発生する排水（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質。）

また、環境省が勧めている臭気指数\*による規制は、すべての事業所が規制対象となるため苦情対応が容易となり、本市において導入を検討しています。

平成16年度の公害苦情件数の内、悪臭に関するものは、51件で公害苦情総数の12.7%を占めています。なお、特定悪臭物質と臭気濃度の測定、及び事業者に対する改善勧告はありませんでした。

苦情については、苦情申立者からの事情聴取、発生源事業場への立入調査を実施し、作業や施設の改善等の指導を行っていますが、感覚公害のため、解決に長時間要する傾向にあり苦慮しているのが現状です。

# 第5節 土壌汚染・地盤沈下

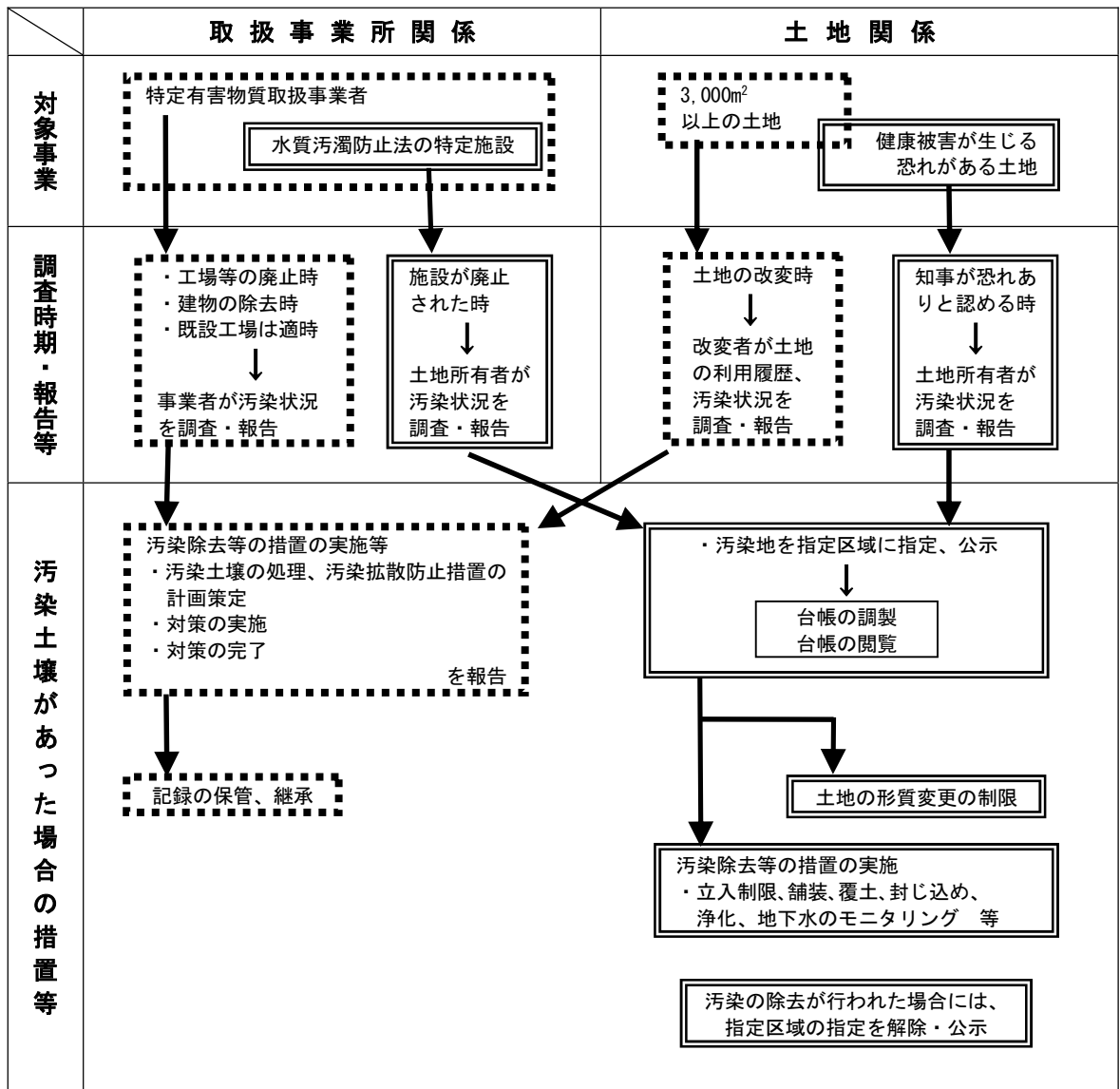
## 1 土壌汚染

近年、重金属類\*や揮発性有機化合物\*による地下水汚染や、不法投棄等の廃棄物不適正処理による有害物質の漏洩等、土壌汚染問題に対する世論の関心は飛躍的に高くなっています。また、ここ数年、法、条例の規制による調査義務以外でも、国際標準化機構(I SO)が定める「環境マネジメントシステム」認証取得や不動産売買のために自主調査・対策をする事業者が増加しています。

これら社会情勢を踏まえ、「土壌汚染対策法」、「埼玉県生活環境保全条例\*」が施行され、適時適切な土壌汚染状況把握、人の健康被害の防止を目的とする法体系が整備されました。

土壌汚染の対策等の主なしくみ

法律対象の流れ      埼玉県生活環境保全条例対象の流れ



土壌汚染調査は、「土壌汚染対策法」においては、有害物質使用特定施設の廃止時等、「埼玉県生活環境保全条例\*」においては、特定有害物質取扱事業場の廃止時並びに3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の改変時等に行うこととされています。この調査により汚染が発見された場合、法、条例ともに、浄化や搬出等の対策を講じることを義務付けています。

本市では、土壌汚染調査・対策等に係る指導のほか、「水質汚濁防止法\*」等、設置に係る届出がなされた時や、その他の申請・相談があった時に、土壌汚染の未然防止を目的とした指導も行っています。

## 2 地盤沈下

地盤沈下については、国及び埼玉県が観測を行っています。本市には国の観測点が2地点、県の観測点が18地点、合計20地点において観測されています。

地盤沈下を防止するためには、過剰な地下水の汲み上げを規制することが必要です。近年の沈下状況は、「工業用水法」、「建築物用地下水採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例\*」による規制や、埼玉県による水源転換の促進により、沈静化の傾向にあります。

### 市内における最大地盤沈下量

(単位：mm)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
最大沈下量	18	1	8	6	1	4	4	2	7	0

## 第6節 化学物質

### ダイオキシン類の測定地点図



#### 1 ダイオキシン類

##### (1) 環境中のダイオキシン類調査

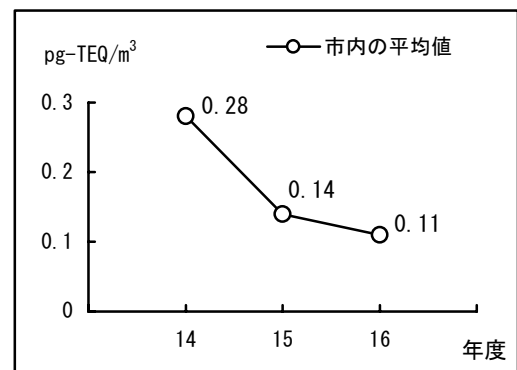
本市では、大気・河川水・河川底質・地下水・土壌などについてダイオキシン類の調査を実施し、前年度に続きすべて環境基準を達成しました。大気については、平成16年度は、平成14年度と比べておよそ60%減となっています。

また、平成16年度は松葉のダイオキシン類について、市内を4地区に分け、市民団体と協働で調査を行いました。

平成16年度ダイオキシン類測定結果

	測定地点	測定値	環境基準
大 気	南平測定局	0.13	0.6 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
	戸塚東4丁目テニスコート	0.12	
	川口市職員会館	0.13	
	芝測定局	0.075	
河川水	山王橋	0.63	1 (pg-TEQ/l)
河川底質	山王橋	5.7	150 (pg-TEQ/g)
地下水	木曾呂地区	0.039	1 (pg-TEQ/l)
土 壤	朝日1丁目東公園	6.3	1000 (pg-TEQ/g)
	芝1丁目公園	0.00038	
	小谷場公園	1.9	
	神根吹原公園	16	
	安行原第2公園	3.0	

大気中のダイオキシン類の経年変化



平成16年度 松葉によるダイオキシン類調査結果 (pg-TEQ/g)

北西地区	南西地区	北東地区	南東地区
1.4	2.5	1.5	3.9

(2) 工場・事業場

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として定めています。設置者等は届出のほか、毎年1回以上、排出ガス、排水、ばいじん、燃え殻のダイオキシン類を測定し、その結果を報告する義務があります。報告のない施設については、報告の提出を求める行政指導等を行っています。

測定結果報告状況

(平成17年3月31日現在)

	大気基準適用施設	水質基準対象施設	廃棄物焼却炉
施設数	13	7	17
設置者による測定の対象試料	排出ガス	排水	ばいじん・燃え殻
報告施設数(報告義務のある施設数)	13 (13)	2 (2)	16 (17)
排出基準(ばいじん・燃え殻は処理基準)に適合しなかった施設数	0	0	0

2 化学物質排出移動量届出制度 (P R T R 制度)

化学物質排出移動量届出制度 (P R T R 制度) とは、人の健康に対し有害である化学物質が、事業所から環境中へ排出される量及び廃棄物\*に含まれて事業所の外に運び出された移動量を事業所自ら把握し、届出るとともに、国がそのデータを集計し、公表する仕組みで、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により、制度化されました。また、「埼玉県生活環境保全条例」においては、特に適正な管理が必要な化学物質(特定化学物質)を取り扱う事業者のうち一定の要件に該当する事業者は、毎年、これらの化学物質の取扱量を報告することが義務付けられています。

現在、「化管法」の対象物質は354、「埼玉県生活環境保全条例」の対象物質は499あります。

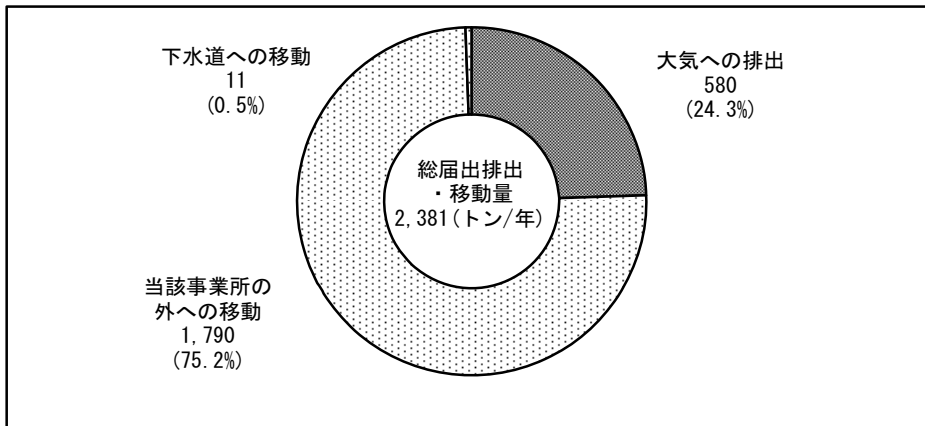
平成15年度の「化管法」による届出(届出期間:平成16年4月1日から6月30日まで)は80件、排出量580トン、移動量1,801トン、合計2,381トンでした。

排出量のうち、大部分が大気への排出で、そのうちトルエンが全体の 86% を占めています。また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく市内の化学物質の取扱いについて報告のあった事業所は 95 件で、28,439 トンでした。

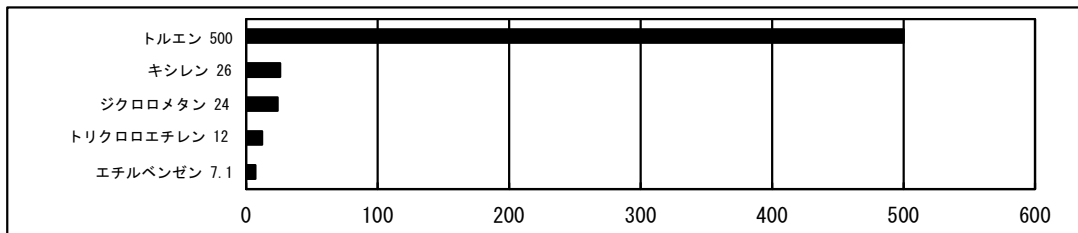
### 届出事業所数

該当する法及び条例	年度	
	14	15
化管法	62	80
埼玉県生活環境保全条例	77	95

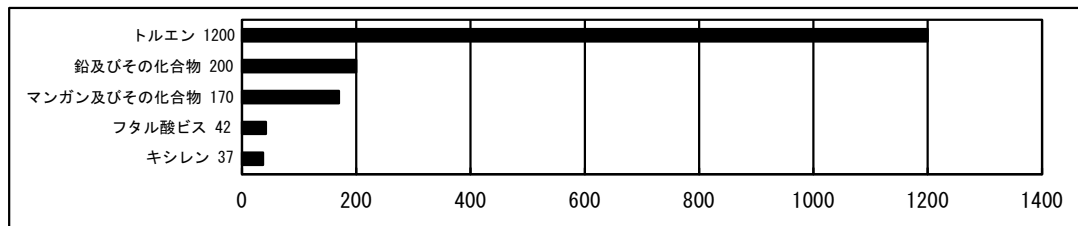
### 平成15年度の排出量・移動量の内訳



### 届出排出量上位5物質



### 届出移動量上位5物質



平成15年度に「埼玉県生活環境保全条例」では、特定化学物質の取扱いにより生ずる環境への負荷低減をするなど、生活環境の保全に関する取り組みを推進するため、対象となる事業所ごとに「環境負荷低減主任者」の選任と、化学物質の適正管理体制や取扱い方法などについて整理した適正管理の「特定化学物質等適性管理手順書」の提出が義務付けられています。本市では、対象事業所に対し立入検査を行い選任、報告に対し指導、助言し事業者の自主管理の促進を図っています。



## 第7節 公害苦情

公害に関する苦情は、住民の生活に係わる身近な問題が多く、本市ではこれらの苦情に対応するため市民からの相談や、必要な調査・指導を行い、適切な処理に努めています。

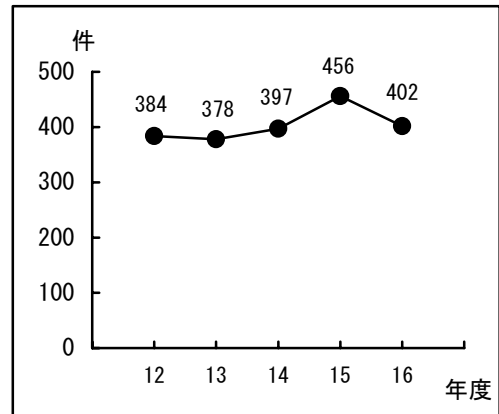
平成16年度における公害苦情の受理件数は402件でした。苦情件数は年々わずかに増加しています。

苦情を種類別に見ると大気汚染に関わるものが217件と最も多く、次いで騒音93件、悪臭51件となっており、この3種類で全体の9割を占めています。

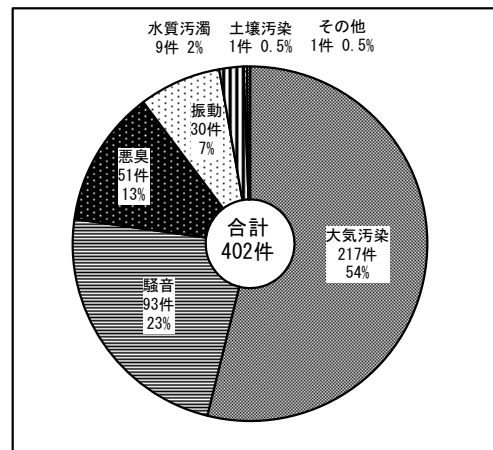
用途地域別で見ると、住居地域の苦情が196件(49%)と最も多く、次いで準工業地域110件(27%)となっています。

また、発生源別に見ると、製造業・建設業に対する苦情が多く、この2業種で222件となり、50%以上を占めています。

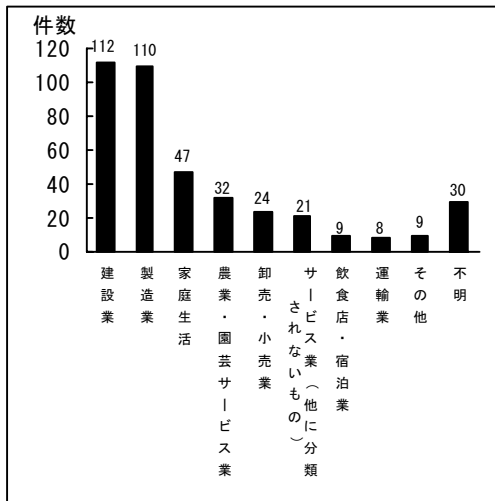
公害苦情件数の経年推移



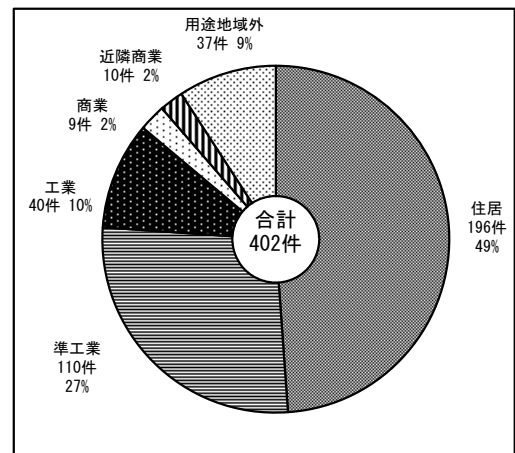
平成16年度 種類別公害苦情件数



平成16年度 発生源別公害苦情件数



平成16年度 用途区域別公害苦情件数



## 第8節 公害防止組織の整備

特定工場における公害の防止に資することを目的に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が施行され、これにより、特定工場は公害防止管理者を選任し、届出をすることが義務付けられています。また、「埼玉県生活環境保全条例\*」によって、指定工場等にも、公害防止監督者又は公害防止主任者を選任し、届出が必要となっています。

法・条例に基づく公害防止組織の選任状況

	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律					埼玉県生活環境保全条例				
	対象工場数	統括者選任済数	統括者代理選任済数	管理者選任済数	管理者代理選任済数	対象工場・事業場数	監督者選任済数	監督者代理選任済数	主任者選任済数	主任者代理選任済数
大気関係	10	10	10	10	9	36	20	19	23	16
水質関係	19	6	6	9	5	0	0	0	0	0
騒音関係	8	4	4	3	2	131	22	14	29	17
振動関係	8	4	4	3	2					
特定粉じん関係	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
一般粉じん関係	10	5	5	4	5	—	—	—	—	—
ダイオキシン類関係	2	1	1	0	1	6	2	2	3	2

## 第3章

# 環境の保全と創造

## 第1節 環境保全行政の推進

### 1 川口市地球温暖化対策実行計画

#### (1) 趣旨

本市では地球温暖化の防止に取り組むため、平成10年10月に国が公布した「地球温暖化対策の推進に関する法律」、及び平成13年3月に策定した「川口市環境基本計画」に掲げる環境目標に基づき、平成14年2月、「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

#### (2) 実行計画の内容

##### ア 削減目標

本市のすべての事務・事業から排出された温室効果ガス\*について、平成12年度を基準年とし、平成18年度を目標に、一般排出量・ごみ焼却排出量と合わせて10,000トン、率にして9%を削減します。

##### イ 計画の期間

平成14年度から平成18年度までの5年間とし、目標の達成状況等を踏まえ必要に応じて適宜見直しを行います。

##### ウ 計画の対象とする温室効果ガス\*

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められた6物質（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄）とします。

（ただし、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の2物質については、対象設備が少なく、その排出量が微量であるため、調査対象から除きます。）

##### エ 計画の対象とする事務・事業

対象は市長事務部局、教育委員会、医療センター、水道局、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局の行う事務・事業全般とします。但し、外部への委託等により実施するものについては、対象外としますが、その場合についても受託者等に対して温室効果ガス\*の排出抑制のための措置を講じるよう要請します。

##### オ 温室効果ガス\*の削減に向けた取組

##### ● 一般排出量削減のための主な取組

- 電気の使用抑制（照明機器の管理、事務機器の管理等）
- ガス・重油・灯油等の使用抑制（給油器の管理、空調機器の管理等）
- 公用車の燃料抑制（低公害車の導入・優先使用、保有台数見直し等）

- ごみ焼却排出量削減のための主な取組事項
  - 廃棄物\*の発生抑制（ごみの発生抑制と排出抑制、分別収集の実施、環境に配慮したごみ処理と資源化）

**川口市地球温暖化対策実行計画による平成16年度の削減実績**

平成12年度（基準年排出量）	108,400（トン-CO <sub>2</sub> ）
平成16年度（総排出量）	93,800（トン-CO <sub>2</sub> ）
削減量	14,600（トン-CO <sub>2</sub> ）
削減率	13.5（%）

※総排出量は電気・ガソリン等使用量に二酸化炭素排出係数を乗じたものです。

## 2 環境マネジメントシステム\*

### (1) 目的

ISO14001\*規格に基づく環境マネジメントシステムを導入し、本市の行政活動のすべてにおいて環境への配慮をより一層推し進め、環境への影響を継続的に改善していくことにより、地域環境の保全と創造及び循環型社会の構築をとおして地球環境の保全と創造に先導的な役割を担うことを目的に、平成11年10月から運用を開始し、平成12年2月23日に審査登録を受けました。

### (2) 適用範囲

#### ア 区域

本庁舎、第2庁舎、分庁舎の3庁舎及び朝日、戸塚の2環境センター（環境センターは平成15年度に登録拡大）

#### イ 組織

上記の区域に存する次に掲げる組織

- 市長の事務部局
- 会計課の事務部局
- 教育委員会の事務部局
- 市議会の事務部局
- 選挙管理委員会の事務部局
- 監査委員の事務部局
- 農業委員会の事務部局

#### ウ 事業

上記組織が実施するすべての事務業務

## (3) 環境マネジメントシステム\*導入による主な効果

## ア 環境配慮について社会的な責任の明確化

本市の事務事業の執行によって生じる環境への影響を適正に管理・評価し、それらの継続的な改善を行うとともに、その情報を内外に公開することで、本市の事業活動における環境配慮についての社会的責任を明確にすることができます。さらに、ISO14001\*規格の基本であるPDCAサイクル\*を施策全般に取り入れることで、自己管理の確立を図ります。

## イ 環境リスク\*の管理

自らの事業活動の非常時等における環境へのリスクを解析し、対応体制を整備することで、環境リスクの管理が可能となり危機管理能力の向上が期待できます。

## ウ 職員の意識改革

環境マネジメントシステムの運用は、職員のすべてがその内容を熟知し、参加することが必要です。そのことによって職員の環境に対する意識改革が図られ、本市の事業活動における環境への配慮がより一層推進します。さらに、それらをとおして、コスト意識、サービス精神の醸成を図ることができます。

## エ 経費の削減効果

環境マネジメントシステムの構築により、環境への負荷の解析と評価、省資源・省エネルギー化が図られ、これらに関する経費の削減効果が期待できます。

## オ 市民・事業者への啓発効果

環境へ負荷を与えない「循環型社会」の実現にむけて、本市の環境配慮の事業活動を自ら率先し、その効果を広く公開することで、市民及び事業者の環境に対する意識を向上させ、本市における環境保全活動を幅広く推進させることができます。

## 環境マネジメントシステム導入による

## 平成16年度実績（本庁舎、第2庁舎、分庁舎の3庁舎の実績）

主な削減項目	環境目標	削減率 (平成10年度比)
電気使用量	45.0%増内	22.0%増
水道使用量	2.5%減	10.7%減
ガソリン使用量	8.2%減	7.0%減
コピー用紙使用量	4.5%減	0.9%増
消耗品使用量	9.0%減	28.5%減

※ 環境センターは平成15年度数値を維持する

### 3 川口市環境物品等の調達に関する方針（グリーン購入）

#### (1) 目的等

物品等の調達に関し率先して環境に配慮した物品等（「環境物品\*」という）の優先的な購入を実施することで、社会構造全体を環境への負荷の少ない持続的発展\*が可能な循環型社会\*へと転換することを目的とする。

#### (2) 対象範囲

本方針は、川口市のすべての組織における需用費のうち、①物品購入費②印刷製本及び備品購入費を対象とする。

#### (3) 基本原則

RETHINK：本当に必要か           REDUCE：減量・削減  
REUSE：再使用・再生利用       RECYCLE：資源化

以上4つのRを基本原則とし、上記以外にも、製造・流通・使用・廃棄に至るまでのライフサイクル各段階において、環境への負荷の小さいものを調達する。

#### (4) 調達基準

「川口市環境対応製品判断基準」「事業者向け再生品利用ガイドラインステップ2」「第三者機関が認定する環境ラベル製品」等、いずれかの要件に該当する環境物品\*等を優先的に選択し調達する。

#### (5) 推進方法

各課は、特別の理由がない限り、(3)並びに(4)に基づきグリーン購入に努めなければならない。なお、物品等契約課は物品等の購入依頼があった場合は、グリーン購入について指導しなければならない。また、環境総務課及び物品等契約担当課は、グリーン購入が積極的に推進されるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

#### グリーン購入における調達目標及び平成16年度実績

分野	対 象	調達目標	平成16年度実績
1	1. 共通物品の消耗品	70%	93%
	2. 共通物品の印刷製本	100%	100%
	3. 単価契約物品・消耗品等（薬剤・消耗器材を除く）	40%	54%
2	4. 共通物品の備品	100%	100%
	5. 自動車（特殊・特種自動車を除く）	100%	100%
	6. 備品	40%	82%

※ 分野1については金額ベース、分野2については数量ベースで設定し算出しています。

## 第2節 環境保全の活動

### 1 環境保全の啓発・学習

環境問題が世界的にも重要な課題となっている中、これらの問題に対応していくためには、市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイル\*を確立し、環境に対する意識や行動を定着する必要があります。このため、環境保全に向けた普及啓発活動・学習を積極的に実施し、総合的、計画的な施策の展開を図っています。

#### (1) 環境月間行事

国では昭和48年度から平成2年度まで毎年6月5日から一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは、さらに環境保全に関する国民の認識と行動を促進するため、週間を拡大して6月を「環境月間」として設定しました。

本市では、快適な環境づくりについて各種施策を実施していますが、毎年6月1日から30日までを「快適な環境づくり運動月間」と定め、国、県の事業と合わせ関係機関、団体、市民等の幅広い協力を得て、全市的に快適な環境づくりを展開しています。

#### 環境月間行事実施状況（環境総務課・環境保全課主催(後援)事業分）

環境月間行事	実施期間等	行事内容等	主催・担当課
環境パネル展	6/1～30	環境パネルの展示	環境総務課
広報誌による月間PR	6/1～30	広報かわぐちによる運動月間PR	環境総務課
エコライフDAY*	6/27	エコライフを一日行い、二酸化炭素がどれくらい削減されたか考える	川口市民環境会議 環境総務課（後援）
浄化槽広報	6/1～30	浄化槽の正しい使用と点検、清掃、検査の必要性を市民に周知	環境保全課
自動車排出ガス等街頭検査	6/16	通行中の自動車の排出ガスを検査し整備指導を行った	環境保全課
空地の適正管理調査及び指導	期間中 随時	空地の雑草繁地を調査し地権者に対して適正な管理を指導した	環境保全課
特定事業場の排水処理施設の点検立入検査	6/16, 23	水質汚濁防止法における特定事業場及び指定地域特定事業場の処理施設の点検・立入調査	環境保全課
自動車交通騒音等の調査	6/15, 16	市内の主要道路の自動車交通騒音の実態を把握する為に、交通騒音・交通振動・交通量を調査	環境保全課



## (2) 環境講座

本市では、公害・ごみ・自然環境問題等、さまざまな視点から川口市の環境問題について考え、地球環境問題・環境保全に関する基礎知識の習得を目的として、環境講座を開催しております。

平成16年度は、7・8月と2・3月にそれぞれ5回の環境講座(初級)を、18歳以上の市内在住・在勤・在学者を対象に、朝日環境センターリサイクルプラザにて実施しました。

### 環境講座の実施状況

回	日程	テーマ及び内容	講師
1	7/17	川口市の環境への取り組みについて	環境総務課職員
	2/19	(地球温暖化対策実行計画・グリーン購入・ISO14001*)	
2	7/24	川口市の環境の現況	環境保全課職員 リサイクルプラザ職員
	2/26	(川口市の公害問題・ごみの現状とリサイクル*について)	
3	7/31	企業環境保全を暮らしにいかす	東京電力(株)川口支社 渉外広報担当者
	3/5	(企業の環境保全への取り組みを暮らしの中に生かすことを考える)	
4	8/7	川口市の自然について考えよう	川口植物の会会長
	3/12	(川口市の残された自然環境の現状について)	
5	8/21	考えてみよう!地球環境問題	川口市環境会議代表
	3/19	(身近な事例から地球環境の問題を考える)	

※ 7・8月25名、2・3月42名が受講

## (3) 親と子の自然環境調査

本市では、小学校4年生～6年生を対象に、親と子の自然環境調査を開催しています。この調査は、環境問題に興味を持って自主的に環境保全活動ができるように、環境保全の重要性を理解し様々な知識を得てもらうことを目的としています。

平成16年度は、13組29名の親子が参加し、見沼たんぼの四季を通じた自然環境(鳥・昆虫・植物)の観察・調査を実施しました。

### 平成16年度親と子の自然環境調査実施状況

テーマ	見沼たんぼの自然生態系について
調査日	5/15 7/17 9/18 11/20 3/19
講師	埼玉県生態系保護協会川口支部長 " 副支部長 川口植物の会会長



## (4) 地球温暖化防止絵画コンクール

12月の地球温暖化防止月間の事業のひとつとして、絵画を通じて地球温暖化問題に対する関心と意識の向上を図ることを目的に実施されています。

平成16年度は、市内の小学3～6年生及び中学生を対象に募集し、応募数140点あり、そのうち入賞11点を市役所1階ロビー並びに朝日環境センターリサイクルプラザ4階展示ホールに展示しました。

(5) Kids' ISO14000\*プログラム

本市では子供に対する環境教育の一環として、Kids' ISO14000プログラムを実施しています。

平成16年度は並木小学校、新郷東小学校の5年生191人が取り組みました。

平成16年度 実施状況

課 程		人数(人)
入門編	実施者	191
	完了者	178
初級編	実施者	191
	完了者	161
	国際認定者	90

(6) パネル展

6月の環境月間及び12月の地球温暖化防止月間の期間中に環境に関するパネル展示をリサイクルプラザにて実施し、環境問題についての啓発を行いました。

平成16年度 環境パネル展実施状況

期 間	事業名	展示内容
環境月間 6/1~30	環境パネル展	新エネルギー*及び地球環境
地球温暖化防止月間 12/1~28	地球温暖化防止パネル展	地球温暖化防止を中心とした環境問題

(7) こどもエコクラブ\*

本市は、こどもエコクラブの活動を支援しています。各クラブと全国及び埼玉県事務局との連絡、各クラブから登録の受付や会員手帳・ニュースレター等の配布及び情報提供等を行いました。

平成16年度はクラブ数5・会員数190人の登録があり、そのうち13名が「アースレンジャー」として認定されました。

(8) 学校における環境教育

小・中学校の「総合的な学習の時間」の中の環境学習の一環として、訪問学習、資料の提供・説明、物品の貸し出し等の環境学習活動の支援を行いました。

(9) エコライフDAY\*

地球温暖化防止に対する啓発活動として、川口市民環境会議が主催する「環境一日版家計簿\*の実施」＝「エコライフDAY」を実施しています。これは市民・学校・行政が協働して、地球環境を考えた一日を過ごし、発生するCO<sub>2</sub>を減らす取り組みを行うものです。

平成16年度は29,118人が参加し、削減したCO<sub>2</sub>の量は2,577,361gでした。

エコライフDAY実施状況

年度	参加者数	削減されたCO <sub>2</sub> 量
14	23,983人	1,366,788g
15	28,904人	3,105,823g
16	29,118人	2,577,361g

## (10) 雨水利用の助成制度

本市では、雨水資源を有効利用するため、雨水貯留施設又は地下浸透施設を設置する市民に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する「川口市雨水貯留施設等設置費補助金制度」を平成8年度から実施しています。補助金の対象となるのは、浄化槽転用施設、雨水簡易貯留施設、地下浸透施設で、設置に要した経費の2分の1の額とし、限度額5万円を補助しています。また、雨水利用を広く市民の方に周知するため、市役所玄関脇に雨水貯留槽を設置するとともに、毎年市内の小・中学校を対象として雨水貯留槽を設置し、雨水利用の啓発に努めています。

平成16年度  
雨水貯留施設  
の助成件数

浄化槽 転用施設	7
雨水簡易 貯留施設	3
地下浸透 施設	0
合計	10

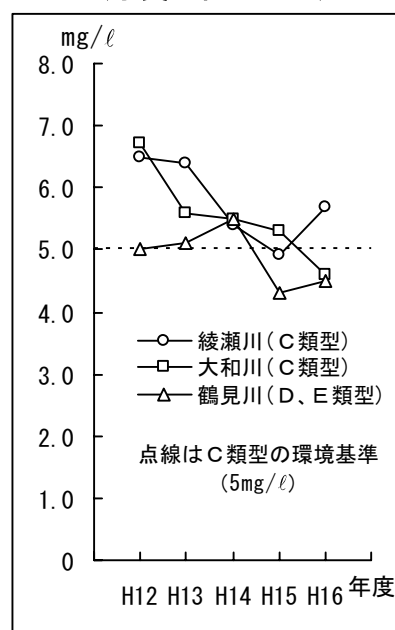
## 2 協議会関係

### (1) 綾瀬川清流ルネッサンスⅡ地域協議会

国土交通省江戸川河川事務所、埼玉県、東京都、川口市をはじめとする綾瀬川流域自治体で構成される協議会です。協議会では、「綾瀬川水環境改善緊急行動計画（綾瀬川清流ルネッサンスⅡ）」に基づいて、平成22年までに綾瀬川の水質をBOD\*で5mg/ℓ以下にすることなどを目標に水環境改善のため様々な事業に取り組んでいます。

これまでに、下水道整備の推進、合併浄化槽の設置の促進、河川の直接浄化施設の設置、荒川からの浄化用水の導水事業を行うほか、「綾瀬川みんなで水質調査」、「綾瀬川流域クリーン大作戦」をはじめとした啓発活動等が実施されました。また、この他「芝川・新芝川清流ルネッサンスⅡ」、「菖蒲川・笹目川清流ルネッサンスⅡ」においても同様に取り組んでいます。

国土交通省発表のBOD値  
による河川の水質状況  
(水質下位3河川)



※大和川は奈良・大阪、鶴見川は神奈川の河川

### (2) 綾瀬川浄化対策協議会

この協議会は本市の他、越谷市、草加市、八潮市、足立区、葛飾区の2区4市で構成され環境省、国土交通省、東京都及び埼玉県に対して、綾瀬川浄化対策の促進にかかわる直接浄化対策や浄化用水の導入、河川環境の整備等の要請活動を行ってきました。平成16年度は、流域の水質・水生生物調査等を通して情報交換を行いました。

### 3 公害防止資金融資及び利子助成

本市では、昭和45年に「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」を制定し、市内の中小企業者に対し、公害防止のために必要な資金の融資及び利子の助成を行っています。

**公害防止資金融資制度概要**

融資限度額	1千万円
返済期間	1年据置を含み7年以内
利子助成	約定利子の1/2額

### 4 あき地の環境保全

「川口市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、あき地の所有者または管理者に対し、あき地を良好に管理するよう指導を行い生活環境の保全に努めています。

#### (1) 雑草の刈り取り

あき地に繁茂した雑草は、害虫の発生源となるばかりでなく、防犯上の問題や枯草となったときには火災の危険性もあり、近隣の生活環境を阻害しています。

本市では条例に基づき、あき地の所有者等に対し、雑草の刈り取り指導を行っています。また、所有者等のあき地に対する管理及び市民の身近な生活環境の保全に対する意識の向上を図るため、広報誌等による啓発を行っています。さらに、雑草の刈り取りについては、所有者自身で処理できない場合、市に委託する制度を設けています。

**平成16年度  
雑草の刈り取り指導状況**

	件数	面積(m <sup>2</sup> )
自己処理	22	13,064
委託処理	73	20,263
未処理	8	2,121
指導合計	103	35,448

#### (2) 残土等の置き場の整備

あき地が残土の堆積置場として利用されると、ダンプカー、ブルドーザー等の稼働によって、騒音、振動、粉じん等が住民の生活環境を悪化する一因となっていることから、騒音規制法等の関係法令に基づいて指導を行っています。

### 5 有害鳥獣

本市でも多くの野生鳥獣が生息していますが、カラス・ドバトといった都市に棲む鳥に対する苦情が近年しだいに多くなってきました。これらはむやみに捕獲しても、その数はわずかししか減らせず、根本的な解決にはなりません。また、本市では環境基本計画\*で多様な生物が生息できる空間の確保を掲げており、そのために生息数の適正化を目指し、ごみを餌とさせない、餌付けをしない等により人間との共存を進めています。

**平成16年度  
有害鳥獣捕獲許可件数**

内容	許可件数
カラス・ドバト	14

# 資料編

# I 環境行政の概要

## 1 行政年表

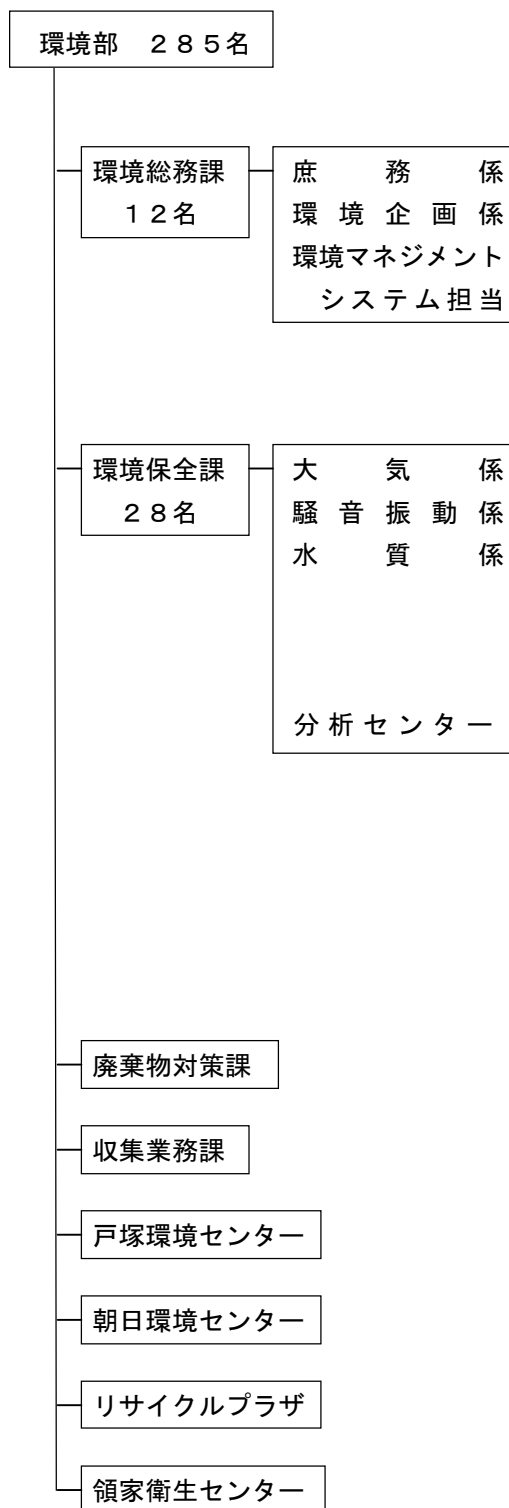
- 昭和 37. 6. 6 『埼玉県公害防止条例』制定  
 42. 8. 3 『公害対策基本法』制定  
 43. 6.10 『大気汚染防止法』ならびに『騒音規制法』制定  
 43.12.26 「川口市あき地の環境保全に関する条例」制定  
 45. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」制定  
 45. 7.18 市内に初の光化学スモッグ発生  
 45. 7.25 光化学スモッグによる初の被害者発生  
 45. 7.31 『埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱』制定  
 45.10.15 公害部設置（交通災害対策課・公害調査課・公害対策課の3課）  
 45.12.25 『水質汚濁防止法』制定  
 45.12.25 『農用地の土壌の汚染防止等に関する法律』制定  
 46. 4. 1 「川口市公害対策審議会設置条例」制定  
 46. 4. 1 大気汚染常時監視観測室を3カ所に設置  
     （市民会館・消防本部・南平柳分署）  
 46. 6. 1 『悪臭防止法』制定  
 46. 7. 1 公害検査室設置、水質分析を開始  
 46.10. 1 『大気汚染防止法』第31条に基づく事務移譲（工場以外）  
 47. 3.31 観測室の移設と2カ所新設（中央・横曽根・南平柳・新郷・芝）  
 47. 6.10 『埼玉県大気汚染緊急時対策要綱』制定  
 47.10. 1 組織改正により公害部2課（公害調査課・公害対策課）となる  
 48. 4. 1 沿道環境観測室として本町観測室（中央公民館内）を設置  
 49. 5. 1 『水質汚濁防止法』に基づく事務移譲  
 50. 4. 7 公害検査室を公害分析センターに改称  
     （各担当課で行っていた分析業務を一本化する）  
 51. 6.10 『振動規制法』制定  
 54. 1.20 南平柳観測室を南平柳公民館から元郷中学校に移設  
 56. 6. 1 『埼玉県環境影響評価に関する指導要綱』施行  
 57. 4. 1 公害部と衛生部が統合、環境部となる  
 61. 4. 1 公害調査課と公害対策課が統合し、公害課となる  
 62. 9. 1 芝観測室を芝支所から樋ノ爪児童公園に移設  
 62. 9. 1 沿道環境観測室として安行観測室を慈林小学校内に設置  
 平成 2. 3. 1 南平観測室、元郷中学校から東スポーツセンターに移設  
 3. 9.14 地球環境問題啓発を公害課で所管する

- 3. 12. 25 沿道環境観測室として、神根観測室を乙女山住宅地内に、芝第二観測室を芝西小学校校内に設置
- 5. 11. 19 『環境基本法』公布・施行
- 6. 8. 1 「川口市公害対策審議会」を「川口市環境審議会」に改名
- 7. 4. 1 組織改正により環境保全課となる
- 7. 4. 1 『埼玉県環境基本条例』施行
- 9. 12. 1 『大気汚染防止法施行令』が一部改正され、有害大気汚染物質対策にダイオキシン類を指定、施行される
- 10. 9. 28 「川口市環境基本条例」公布
- 11. 4. 1 『埼玉県公害防止条例』が一部改正され、小型焼却炉の規制が強化される
- 11. 4. 1 「川口市環境基本条例」が施行される
- 11. 10. 1 「環境マネジメントシステム」が運用開始される
- 12. 1. 15 『ダイオキシン類対策特別措置法』が施行される
- 12. 2. 23 「環境マネジメントシステム」が審査登録される
- 13. 3. 1 「川口市環境基本計画」が策定される
- 13. 4. 1 特例市へ移行する（騒音・振動・悪臭の一部権限移譲）『P R T R制度』が施行される
- 14. 2. 7 「川口市地球温暖化対策実行計画」が策定される
- 14. 4. 1 『埼玉県生活環境保全条例』が施行される
- 14. 4. 1 組織改正により、地球環境問題を環境総務課に移管
- 14. 4. 1 「彩の国中核都市」の指定を受ける
- 14. 8. 7 「川口市環境物品等の調達に関する方針」が制定される
- 15. 2. 15 『土壌汚染対策法』が施行される
- 16. 3. 29 環境総務課・環境保全課、本庁舎から朝日環境センターへ移転となる

## 2 行政機構及び事務分掌

(平成17年4月1日現在)

## 行政機構



## 事務分掌

- ・ 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- ・ 環境保全に関すること。
- ・ 部内の連絡調整に関すること。
- ・ 部の庶務に関すること。
- ・ 地球環境保全及び快適な環境づくりに関すること。
- ・ 雨水利用・住宅用太陽光発電の設置費補助、鳥獣保護に関すること。
- ・ 環境マネジメントシステムに関すること。
- ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
- ・ 公害関係法令に基づく届出等に関すること。
- ・ 浄化槽の届出等に関すること。
- ・ あき地の環境保全に関すること。
- ・ 公害防止資金の融資のあっせんに関すること。
- ・ 大気汚染物質の常時監視及び調査測定に関すること。
- ・ 河川等の常時監視及び調査測定に関すること。
- ・ 水道水の水質検査に関すること。
- ・ 工場、事業場等の排水検査に関すること。
- ・ 有害大気汚染物質の測定分析に関すること。
- ・ 騒音及び振動の調査測定に関すること。
- ・ 悪臭、土壌、産業廃棄物等の測定分析に関すること。

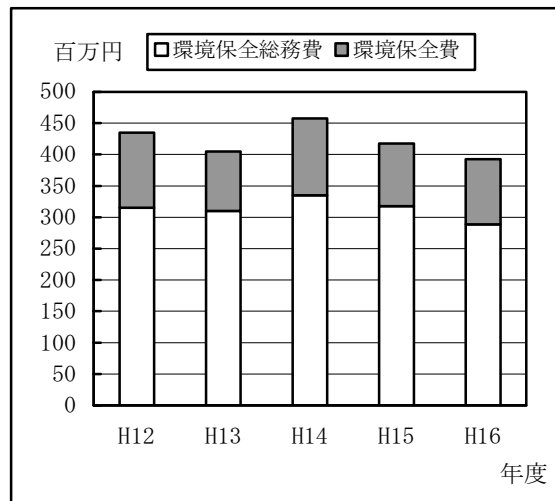


### 3 行政の事業費内訳

本市の平成16年度当初の環境保全関係予算は392,748千円で、歳出科目は環境保全総務費と環境保全費からなり、環境保全総務費は人件費を含む総務関係支出で構成され、環境保全費は各種事業・調査・分析等の支出で構成されています。

環境保全総務費における財源構成が100%一般財源であるのに対し、環境保全費に占める財源構成は、特定財源が51,588千円(49.7%)、一般財源52,222千円(50.3%)となっています。

環境保全関係予算事業費内訳



### 4 分析センター

当センターでは、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」に基づく常時監視などのほか、各部局の依頼に基づく調査、分析を行っています。

(1) 所在地 埼玉県川口市大字石神854-1 (石神配水場内)

(2) 建物概要 鉄筋・鉄骨コンクリート造 3階建て 477.7 m<sup>2</sup>

(3) 業務内容

- 大気
- ・大気汚染物質の常時監視及び調査
  - ・有害大気汚染物質の調査
  - ・酸性雨の調査
  - ・降下ばいじんの調査

- 水質
- ・河川の常時監視及び調査測定
  - ・特定事業場、指定排水工場等の排水検査
  - ・各部局からの依頼に基づく水質検査
  - ・水道水の水質検査

- 騒音・振動
- ・自動車騒音の常時監視及び調査
  - ・道路交通公害の調査

悪臭

- ・悪臭物質の調査

土壌・産廃

- ・河川底質、土壌、産業廃棄物等の調査

(4) 平成16年度調査分析実績 4,088 検体 17,072 項目

## II 関係条例等

### 1 川口市環境基本条例

平成10年9月28日  
条例第58号

#### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第8条）

第2節 環境基本計画（第9条）

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等（第10条—第20条）

第4節 地球環境保全の推進（第21条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

##### （基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

### 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

### 第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

## (循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

## (環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

## (民間団体等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

## (情報の提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

## (事業者、市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

## (情報の収集及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

## (総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

## 第4節 地球環境保全の推進

## (地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

## 2 川口市環境審議会条例

昭和46年4月1日  
条例第21号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、川口市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成6条例27・平成13条例18・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

(平成6条例27・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(昭和46条例50・昭和53条例60・平成6条例27・平成10条例20・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(昭和53条例60・平成6条例27・一部改正)

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(平成13条例18・追加)

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(平成13条例18・追加)

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(昭和53条例60・全改、平成13条例18・旧第7条繰下)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(昭和53条例60・昭和57条例1・一部改正、平成13条例18・旧第8条線下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成13条例18・旧第9条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第60号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月27日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則 (平成10年3月24日条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

### 3 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例

昭和 45 年 4 月 1 日  
条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の精神にのっとり、市内の中小企業者に対し、公害防止のために必要な資金の融資及び利子の助成を行い、公害の発生を防止し、もって市民の健康を保護し、生活環境の保全に資することを目的とする。

(昭和 51 条例 32・平成 6 条例 19・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、環境基本法第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。

2 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。

3 この条例において「公害防止資金」とは、次に掲げる資金をいう。

(1) 公害を防止し、又は除去するために必要な機械、器具、装置、建物及び工作物等の購入、設置若しくは改善に要する資金

(2) 公害を防止するための事業所の移転又は設備の移転に要する資金

(3) その他市長が必要と認める資金

(昭和 51 条例 32・平成 6 条例 19・一部改正)

(融資の対象)

第 3 条 公害防止資金（以下「資金」という。）の融資の対象となる者は、中小企業者で、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

(1) 市内に事業所を有し、原則として引き続き 1 年以上事業を営んでいること。

(2) 市税を完納していること。

(3) 貸付金の償還能力が確実であること。

(4) 自己資金で公害防止措置を行うことが困難であること。

(5) 現に公害が発生し、又は発生のおそれがあるために公害防止措置の必要があり、かつ、その措置の計画が適当であること。

(昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資の限度額)

第 4 条 資金の融資限度額は、1 企業につき最高 10,000,000 円とする。

(昭和 46 条例 48・昭和 48 条例 23・昭和 50 条例 23・昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資の条件)

第 5 条 資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間 7 年以内

(2) 据置期間 1 年以内

(3) 償還方法 元金均等割賦償還

(4) 利率 市長が別に定める。

(5) 保証 原則として埼玉県信用保証協会の保証を付けるものとする。

(6) 連帯保証人 個人にあつては 1 人以上、法人にあつては 2 人以上（この市の議会議員及び職員は、連帯保証人になることができない。）とする。ただし、特別小口無担保無保証人保証制度の適用を受ける者については、連帯保証人を必要としない。

(昭和 48 条例 23・昭和 49 条例 3・昭和 51 条例 32・一部改正)

(融資の申請)

第 6 条 資金の融資を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(融資の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があつたときは、融資の適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により融資を適当と認めるときは、市長が別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に通知するものとする。

(昭和 46 条例 48・全改、昭和 51 条例 32・昭和 53 条例 65・一部改正)

(融資の時期)

第 8 条 指定金融機関は、前条第 2 項の通知を受けたときは、遅滞なく当該申請者に対し資金の融資を行うものとする。

(昭和 51 条例 32・一部改正)

## (融資報告)

第9条 指定金融機関が前条の規定によって資金の融資を行い、又は既に融資を受けた者（以下「借受人」という。）から償還を受けたときは、融資状況を市長に報告しなければならない。

（昭和51条例32・一部改正）

## (利子助成の対象)

第10条 資金の借受人に対して、貸付金の利子を助成することができる。

## (利子の助成額)

第11条 利子の助成額は、借受人が指定金融機関に支払う約定利子の2分の1に相当する額とする。

（昭和46条例22・平成6条例19・一部改正）

## (利子助成の期間)

第12条 利子助成の期間は、資金の貸付期間の範囲内とする。

## (利子助成の申請)

第13条 利子の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

## (助成金の交付)

第14条 借受人又は借受人の委託を受けた指定金融機関は、市長が定める期日までに助成金の交付請求書を市長に提出しなければならない。

## (預託)

第15条 市長は、資金の融資を円滑にするため、予算の範囲内で必要資金を指定金融機関に預託する。

（融資及び利子助成の取消し）

第16条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、融資及び利子助成の決定を取り消し、貸付金又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第3条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により融資及び利子の助成を受けたとき。

（昭和51条例32・一部改正）

## (書類の提出)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、借受人から必要書類の提出を求めることができる。

## (委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（昭和46条例48・旧第18条繰下、昭和53条例65・旧第19条繰上）

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日条例第22号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の貸付期間に対応する利子に係る助成から適用し、同日前までの貸付期間に対応する利子に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年11月1日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年2月7日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第23号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第32号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第65号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第19号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。



## 4 川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例施行規則

昭和45年4月1日  
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例(昭和45年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成11規則55・平成17規則14・一部改正)

(指定金融機関)

第2条 条例第7条第2項に規定する市長が別に指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)は、告示をもって定める。

(昭和50規則42・全改、平成11規則55・一部改正)

(申請の手続)

第3条 資金の融資及び利子助成を受けようとする者は、様式第1号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人にあつては、前項の申請書のほか、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書 1通
- (2) 決算書 2通
- (3) 最近の試算表(ただし、決算期が申請前3月を超える場合に限るものとする。) 2通

(平成11規則55・平成17規則14・一部改正)

(調査決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに信用調査を行うとともに、公害防止措置の内容及び効果その他必要と認める事項を調査し、その適否を決定するものとする。

2 信用調査は、借入れする指定金融機関に依頼する。

3 前項の依頼を受けた指定金融機関は、速やかに調査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(昭和46規則36・昭和53規則15・平成11規則55・一部改正)

(融資の決定通知等)

第5条 市長は、貸付け及び利子助成を決定したときは、当該申請者に対して様式第2号の通知書を交付するとともに、指定金融機関に対して様式第3号の通知書を送付するものとする。

2 融資及び利子助成をしないことに決定した者に対しては、その旨を通知するものとする。

(平成11規則55・平成17規則14・一部改正)

(融資及び報告)

第6条 指定金融機関は、この資金の融資を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに市長に報告するものとする。当該契約に変更があつたときも、また、同様とする。

- (1) 借受人の事業所名、所在地、代表者名及び受付番号
- (2) 貸付金額
- (3) 貸付けの償還及び利子に関する約定事項
- (4) 貸付契約年月日

2 指定金融機関は、借受人から償還を受けたときは、次に掲げる事項を市長に報告するものとする。

- (1) 借受人の事業所名、代表者名及び受付番号
- (2) 前月末貸付残高、当月償還額及び当月末貸付残高
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平成11規則55・一部改正)

(設備等完了届及び検査)

第7条 借受人は、融資に係る設備等を完了したときは、遅滞なく様式第4号の完了届を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(平成11規則55・一部改正)

(利子の助成及び交付の時期)

第8条 市長は、設備等の完了を確認し、適当と認めたときは、利子助成を行う。

2 利子助成金の交付時期は、9月及び3月の2回とする。

3 利子助成金の請求は、交付する月の20日までとする。

(平成元規則2・平成11規則55・一部改正)

(借受人の遵守事項)

第9条 借受人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 融資を受けたときは、承認を受けた計画に従って、遅滞なく公害防止措置に着手すること。
- (2) 融資に係る公害防止措置を変更する場合は、あらかじめその旨を市長に届け出て、承認を受けること。
- (3) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払を証明する書類を整理保存すること。
- (4) 融資に係る公害防止施設、用地及び建物等を有効に保持すること。
- (5) 融資金の金額を返済するまでに、公害防止施設等の譲渡、貸与、売却その他の処分をしないこと。
- (6) 移転の跡地を、公害発生のおそれのある事業を営む者に譲渡し、又は貸与し、その他移転の目的に反するような利用又は処分をしないこと。
- (7) 市長が必要と認める検査又は指示に従い、報告書等の提出を求められたときは、速やかに応ずること。
- (8) 資金借受期間中次の事項に変更がある場合は、その都度報告し、その指示を受けること。

ア 企業の所在地

イ 代表者

ウ 企業形態

エ 資本額又は出資額

オ 連帯保証人

(平成11規則55・平成17規則14・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月15日規則第43号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年5月20日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年7月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年10月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日規則第15号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月28日規則第2号)

この規則は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月22日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年9月27日規則第77号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年3月2日規則第14号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(様式については省略)

## 5 川口市あき地の環境保全に関する条例

昭和43年12月26日  
条例第51号

### (目的)

第1条 この条例は、雑草が繁茂したままで放置され、若しくは残土等の置場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等良好な状態で維持管理されていないあき地が、火災若しくは犯罪の発生等市民の生活環境を害していることにかんがみ、これらのあき地を整備し、清潔な生活環境を保持することによって、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(昭和45条例49・全改)

### (定義)

第2条 この条例において「不良状態」とは、あき地に雑草が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置場として使用され、若しくは沼地と化し、これらをそのままにしておくときは、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(昭和45条例49・全改)

### (所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

### (市長の指導助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、雑草の除去等あき地の整備の措置について必要な指導または助言をすることができる。

(昭和45条例49・一部改正)

### (勧告)

第5条 市長は、前条に定める指導助言を履行しない者があるときは、当該あき地の所有者または管理者に対し、雑草の除去等あき地の整備について必要な措置を勧告することができる。

(昭和45条例49・一部改正)

### (あき地の活用)

第6条 あき地の所有者または管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するよう努めるものとする。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月15日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 6 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則

昭和 43 年 12 月 26 日  
規則第 46 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、川口市あき地の環境保全に関する条例（昭和 43 年条例第 51 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

## (除去等の委託申し込み)

第 2 条 雑草が繁茂したまま放置されているあき地の不良状態を除去し、整備することができないときは、当該あき地の所有者又は管理者は、その業務を市長に委託することができる。

2 前項の規定により雑草の除草業務を委託しようとするときは、雑草除去等業務委託申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（昭和 45 規則 45・全改、昭和 54 規則 26・一部改正）

## (委託費)

第 3 条 前条の規定による除去等の委託費は、実費とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

## (納期)

第 4 条 前条本文の委託費は、除去等の作業開始までに前納しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、このかぎりでない。

## (勧告書)

第 5 条 条例第 5 条による勧告は、雑草等除去勧告書（様式第 2 号）、残土等置場整備勧告書（様式第 3 号）又は沼地整備勧告書（様式第 4 号）により行なうものとする。

（昭和 45 規則 45・一部改正）

## (活用の方法)

第 6 条 条例第 6 条によるあき地の活用とは、子供の遊び場その他公共の利用に供することをいう。

（昭和 61 規則 1・全改）

## (あき地の公共利用)

第 7 条 市長は、あき地の所有者又は管理者から、前条の公共利用の目的のため、あき地の利用提供の申し出があったときは、次の基準により当該あき地を借り受け、公共の利用に供するものとする。

- (1) 当該あき地の周辺に、公園、子供の遊び場等がなく、かつ、環境的に適当地と認められること。
- (2) 当該あき地の周辺に住居が多く、施設の利用度が高いことが認められること。
- (3) 当該あき地が、利用目的に適するように整地されていること。
- (4) 借り受けるあき地の使用貸借契約期間は、原則として 5 年とすること。

（昭和 48 規則 38・全改）

## (立札の掲出)

第 8 条 市長は、前条の規定によりあき地を借り受けたときは、そのあき地に公共の利用に供する旨の立札を掲出するものとする。

（昭和 48 規則 38・追加）

(あき地の返還)

第9条 市長は、借り受けたあき地の所有者又は管理者から、特にやむを得ない理由により当該あき地の返還の申し出があったときは、すみやかに返還するものとする。

(昭和48規則38・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月15日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年12月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月10日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年5月30日規則第26号)

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年1月29日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月28日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則 (平成13年9月27日規則第77号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(様式については省略)

## 7 川口市雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、雨水貯留施設又は地下浸透施設（以下「施設等」という。）を、市内の住居に設置した者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することにより、資源の有効利用及び雨水の流出抑制、地下水かん養による地盤沈下の防止並びに水循環の保全等に資することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱によるもののほか、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）に定めるところによる。

### (交付対象)

第2 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者（1世帯につき1人に限る。ただし、同居世帯は1世帯とする）とする。

### (補助対象の施設)

第3 補助の対象となる施設は、次に掲げるものとする。

#### 1 雨水貯留施設

(1) 浄化槽転用の雨水貯留施設（交付対象者または市内業者が工事したもの）。ただし、雨樋等からの導水管及び汲み上げポンプを取り付けたものとする。

#### (2) 雨水簡易貯留施設

ア 市販されている雨水簡易貯留施設（市内業者から購入し、交付対象者又は市内業者が工事したもの）。ただし、地上型にあっては、雨樋等からの導水管や排水蛇口等を取り付けたもので、埋設型にあっては、雨樋等からの導水管及び汲み上げポンプを取り付けたものとする。

イ コンクリート製又はタンク等を利用した雨水簡易貯留施設（交付対象者又は市内業者が設置工事したもの）。ただし、地上型は、雨樋等からの導水管や排水蛇口等を取り付けたもの、埋設型にあっては雨樋等からの導水管及び汲み上げポンプを取り付けたものとする。

#### 2 地下浸透施設

（交付対象者又は市内業者が工事したもの）

ア 市販されている浸透マス

イ 市販されている浸透トレンチ

### (補助金の交付の申請)

第4 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請は第3の1、2の施設について1回を限度とする。

①見積書

②案内図

③配置図

④施設概要図

### (補助金の交付の決定)

第5 市長は、補助金の交付申請があったときは、審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは様式第2号の通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

### (補助金の額及び限度額)

第6 市長は、補助金の額を、工事に要した経費（設置者が施工した場合は施設ならびに材料の購入費。なお、2基以上の場合はその合計額）の2分の1に相当する額とし、50,000円を限度として定める。（ただし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする）

(工事の内容変更等の承認)

第7 申請者は、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、様式第3号の変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事完了報告書)

第8 申請者は、工事が完了したときは、完了した日より、1ヵ月以内に様式第4号の報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 施設等の工事の完成写真、埋設施設は、前記写真と工事施工中の写真
- (3) その他市長が必要とする書類

2 市長が必要と認める場合は、工事の状況についての現地調査並びに完了検査を行うことができる。

(補助金の確定及び通知)

第9 市長は、第8により提出された書類の内容を審査し、交付決定の内容及び、これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し様式第5号の確定通知書により、すみやかに申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 申請者は、第9の規定により補助金額の確定を受け、当該補助金の交付を受けようとするときは、様式第6号の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定により、補助金の請求があったときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の取り消し)

第12 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は市長が付した交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

(様式については省略)

## 8 川口市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(鳥獣の捕獲等の許可の申請書の様式)

第2条 法第9条第2項の許可（同条第1項に規定する許可のうち、狩猟鳥獣、カワラバト（ドバト）（コロンバ・リヴィア）及びニホンザル（マカカ・フスカタ）並びに飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等並びにカルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）、カワラバト（ドバト）（コロンバ・リヴィア）、スズメ（パセル・モンタヌス）、ハシボソガラス（コルヴス・コロネ）又はハシブトガラス（コルヴス・マクロリュンコス）の卵の採取等で鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とするものに係るものに限る。以下同じ。）に係る省令第7条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 鳥獣による被害者から依頼された者が複数で前項の許可の申請をしようとするとき又は銃器を使用して鳥獣の捕獲等を行おうとするときは、前項の申請書に様式第2号の名簿を添付しなければならない。

(従事者証の交付の申請書の様式)

第3条 省令第7条第7項の申請書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 省令第7条第7項第3号に規定する者が複数いるときは、前項の申請書に様式第4号の名簿を添付しなければならない。

(鳥獣飼養登録及び有効期間の更新の申請)

第4条 省令第20条第1項の申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 法第19条第5項に規定する申請は、様式第5号の申請書により行うものとする。

3 前2項の申請書を提出する際には、市長に当該飼養に係る鳥獣を提示して、その確認を受けなければならない。

(登録鳥獣の譲受けの届出書の様式等)

第5条 省令第21条の届出書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の届出書を提出する際には、市長に当該飼養に係る鳥獣及び鳥獣飼養登録票を提示して、その確認を受けなければならない。

(ヤマドリの販売の許可の申請書の様式)

第6条 法第24条第1項の許可（ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギイ）及びその卵並びにヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギイ）を加工した食料品に限る。以下同じ。）に係る省令第24条第1項の申請書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(鳥獣捕獲許可証等の再交付の申請書の様式)

第7条 省令第7条第9項、第20条第4項及び第24条第4項の申請書の様式は、様式第8号のとおりとする。



(住所等の変更の届出)

第8条 省令第7条第10項及び第11項、第20条第5項並びに第24条第5項の規定による届出は、様式第9号の届出書により行うものとする。

2 前項の届出に際しては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を市長に提示して、所要事項の記載を受けなければならない。

- (1) 省令第7条第10項の規定による届出 同項の許可証
- (2) 省令第7条第11項の規定による届出 同項の従事者証
- (3) 省令第20条第5項の規定による届出 同項の登録票
- (4) 省令第24条第5項の規定による届出 同項の販売許可証

(鳥獣捕獲許可証等の亡失の届出)

第9条 省令第7条第12項及び第13項、第20条第6項並びに第24条第6項の規定による届出は、様式第10号の届出書により行うものとする。

(鳥獣捕獲許可証等の不許可等の通知)

第10条 市長は、次に掲げるときは、様式第11号の通知書を交付するものとする。

- (1) 法第9条第2項の許可の申請に対し、当該許可をしないとき。
- (2) 法第9条第8項の規定による交付の申請に対し、当該交付をしないとき。
- (3) 法第19条第2項の規定による登録の申請に対し、当該登録をしないとき。
- (4) 法第19条第5項の規定による有効期間の更新の申請に対し、当該更新をしないとき。
- (5) 法第24条第1項の許可の申請に対し、当該許可をしないとき。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月16日から施行する。

(川口市鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の廃止)

2 川口市鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(平成12年規則第46号)は、廃止する。

(様式については省略)

## 9 川口市浄化槽法施行細則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令に定めるもののほか、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の設置の届出の添付書類)

第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽の設置の届出をする場合には、川口市建築基準法施行細則（昭和 55 年規則第 21 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する調書を添付しなければならない。

(浄化槽の使用開始等の報告書の様式)

第 3 条 法の規定に基づき市長に提出する報告書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める報告書とする。

- (1) 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する浄化槽の使用開始の報告書 様式第 1 号の報告書
- (2) 法第 10 条の 2 第 2 項に規定する技術管理者の変更の報告書 様式第 2 号の報告書
- (3) 法第 10 条の 2 第 3 項に規定する浄化槽管理者の変更の報告書 様式第 3 号の報告書

(提出部数)

第 4 条 法第 5 条第 1 項の規定により市長に提出する届出書の提出部数は、正本 1 通及び副本 2 通とする。

2 法第 5 条第 1 項の規定により特定行政庁に提出する届出書の提出部数は、正本 1 通とする。

3 法第 10 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出する報告書の提出部数は、正本 1 通及び副本 2 通とする。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(様式については省略)

## 10 川口市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)第15条に基づき生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽、変則浄化槽、高度処理型浄化槽、高度処理型変則浄化槽(以下「浄化槽等」という。)の設置、又は既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便所から浄化槽等への転換をしようとする者に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿、その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 雑排水 し尿を除く生活排水をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項の規定する浄化槽をいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 変則浄化槽 既存単独処理浄化槽と変則浄化槽(既存単独処理浄化槽の処理水と雑排水とを併せて処理する装置)とを組み合わせたもので、設置にあたり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の構造方式の認定を受けたものをいう。
- (6) 高度処理型浄化槽(窒素・リン除去型) 窒素又はリン除去能力を有する浄化槽をいう。
- (7) 高度処理型変則浄化槽(窒素・リン除去型) 窒素又はリン除去能力を有する変則浄化槽をいう。
- (8) 高度処理型浄化槽(BOD除去型) BOD(生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。))除去能力を有する浄化槽をいう。
- (9) 高度処理型変則浄化槽(BOD除去型) BOD除去能力を有する変則浄化槽をいう。
- (10) 公共用水域 河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、農業用水路その他公共の用に供される水域をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可区域以外の地域とする。

(補助対象浄化槽)

第4条 補助金の対象となる浄化槽等は、処理対象人数10人以下のもので、次の要件を満たしかつ、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するものであること。

- (1) BOD除去率90パーセント以上で、かつ放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の浄化槽。
- (2) 前項の要件を満たし、かつ放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は総リン濃度1mg/l以下の高度処理型浄化槽並びに高度処理型変則浄化槽。
- (3) BOD除去率97パーセント以上、放流水BOD5mg/l以下の高度処理型浄化槽並びに高度処理型変則浄化槽。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内の、第3条に定める交付対象地域内において住宅(専ら住居の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を住居の用に供する建物)を建築しようとする者で、浄化槽等を設置、又は既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便所から浄化槽等へ転換しようとする者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく設置の届出をせず、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽等を設置する者。
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (3) 販売の目的で建物を建築(増改築を含む。)する者。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする者。

(補助金額)

第6条 補助金額は、浄化槽等の設置又は転換に要する経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額)と次の表に掲げる人槽区分に応じ同表下欄に定める限度額とを比較していずれか少ない額の範囲内において市長が定める額とする。

2 既存単独処理浄化槽からの転換を伴う浄化槽等の設置については、前項の補助金額に処分費に係る額(60千円を限度額とする)を加算する。

人 槽 区 分		5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	9人槽	10人槽
設 置	●ア 設置費 第6条による(浄化槽等の設置又は転換に要する経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額)と人槽区分に応じ同表下欄に定める限度額とを比較していずれか少ない額の範囲内において市長が定める額とする。)						
	1 浄化槽	270千円	320千円	414千円			
	2 変則浄化槽						
	3 高度処理型浄化槽 (窒素・燐除去型)	389千円	426千円	504千円			
	4 高度処理型変則浄化槽 (窒素・燐除去型)						
	5 高度処理型浄化槽 (BOD除去型)	428千円	573千円	791千円			
6 高度処理型変則浄化槽 (BOD除去型)							
転 換	7 既存単独処理浄化槽、又は汲み取り 便所からの転換を伴う浄化槽	310千円	360千円	454千円			
	8 既存単独処理浄化槽、又は汲み取り 便所からの転換を伴う高度処理型浄化槽 (窒素・燐除去型)	389千円	426千円	504千円			
	9 既存単独処理浄化槽、又は汲み取り 便所からの転換を伴う高度処理型浄化槽 (BOD除去型)	428千円	573千円	791千円			
●イ 処分費 既存単独処理浄化槽からの転換を伴う浄化槽等の設置については、既存単独処理浄化槽の撤去に係る額(60千円を限度額とする)を加算する。							

## (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) し尿浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 見積書(転換を伴う場合は上記表アの他イ)の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

## (交付の決定及び通知)

第8条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

## (変更等の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が申請内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度内に補助事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行うときは、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法に定める検査依頼書の写し
- (3) 工事施行写真（転換を伴う場合は工事前、工事後の写真）
- (4) 工事費等実施内訳書及び領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金確定通知書を受領したときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還命令)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求するものとする。

第15条 市長は、補助事業の適正を期するため、浄化槽等の設置工事及び既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便所から浄化槽等への転換工事の状況を施工の現場において調査させることができる。

(その他)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

(様式については省略)

## Ⅲ 用語解説

本編中「\*」のついた語を載せています

### 《あ行》

#### 【ISO14001】

国際標準化機構（ISO）が制定している企業の「環境マネジメント（管理）システム」と「環境監査」に関する国際規格です。各企業が「環境保全に関する方針・目標を定め、これを実行・記録し、その状況を点検して、方針等を見直す」という一連の手続きを「環境マネジメントシステム」といいます。そして、この「環境マネジメントシステム」において自主的な環境管理に関する計画等の実行状況や有効性等の点検作業を「環境監査」といいます。

#### 【アイドリングストップ】

自動車の駐・停車時において不必要なエンジンの使用を停止することをいいます。大気汚染や騒音の防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出も抑制できます。

#### 【悪臭】

多くの人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いをいいます。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン等の22物質を定めています。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられ、また濃度や混合（複合）された場合、接触時間等によって感じ方が異なるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合があります。

#### 【アスベスト（石綿）】

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物です。主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別されます。

アスベストは耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきましたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機構）ではアスベストを発ガン物質と断定しました。

日本でも、大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、発生施設や吹き付け石綿の除去等の作業が規制される

ようになりました。また、1992年発効のバーゼル条約では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されています。

#### 【アルデヒド類】

CHO基を含む有機化合物です。ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド等があります。

シックハウス症の原因と言われるホルムアルデヒドは臭いとしてあまり感じることはありませんが、目がチカチカする、あたまがボーッとするというような症状を引き起こします。

#### 【一般環境測定局・自動車排出ガス測定局】

市内の大気汚染の状況を調べるために大気測定局を設置しています。この測定局のうち、一般生活環境を測定するものを一般環境測定局といい、主要道路の自動車の排出ガスの影響を調べるため、道路周辺の環境を測定するものを自動車排出ガス測定局測定局といいます。

#### 【一酸化炭素規制】

排出ガス中に含まれる一酸化炭素の容量比率による濃度を規制する方式です。

#### 【一般廃棄物処理基本計画】

昭和45年に制定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨を遵守し、川口市における一般廃棄物のうち、ごみ処理に関しての長期的な対応を計画的に定めたものです。その後、「ごみ処理編」に続き、平成11年3月には、計画的な生活排水処理を実施するため、長期的な視点に立脚した計画処理区域内の処理方法、基本方針、生活排水施設（汚泥再生処理センター）の整備、収集・運搬の効率化、最終処分等、資源循環型社会の実現に向けて具体的な施策を総合的に検討した「生活排水処理編」が策定されています。

#### 【エコライフDAY】

地球温暖化問題が深刻化する中、平成17年2月16日に京都議定書が発効となりましたが、環境に配慮した行動をとる人はまだまだ少ないのが現状です。この現状を何とかしようと、普段環境問題を考えたことのない人が気軽に参加し、その後の環境に配慮した行動へのきっかけづくりを目的とした取り組みことをいいます。

## 【オゾン層】

高度約25キロメートル（成層圏）を中心にオゾンが高濃度に分布しているところをオゾン層と呼び、この層が太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により分解され塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚ガンや白内障などの健康障害や動植物への影響が懸念されています。

## 【温室効果ガス】

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして二酸化炭素、メタン等が挙げられます。近年、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象が生じており、これを地球温暖化といいます。

## 《か行》

### 【海洋汚染】

海の生物や人間の健康、漁業などの営みに有害なものを人間が、直接、または間接的に海に持ち込むことをいいます。

### 【化石燃料】

石油、石炭、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称です。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれて、高熱や高圧の影響を受けて生成されたものといわれています。

### 【合併処理浄化槽】

し尿に加えて、台所、風呂、洗濯等からの生活排水をまとめて処理する施設のことであり、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて大きく、比較的安価で容易に設置できることから、公共下水道の未整備区域などでの生活排水処理の有力な方法となっています。

### 【川口市環境基本条例】

川口市で生活する人々がいつまでも健康

で文化的な生活が送れるよう、市・事業者・市民が一体となって環境の保全と創造に協力し、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に施行された条例です。この条例の中で、施策を計画的・総合的に推進するための環境基本計画を策定することが定められています。

### 【感覚公害】

人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害を、感覚公害と総称します。具体的には、騒音、振動、悪臭などがあります。広い意味で捉えれば、視覚を通じて見る人を不快にさせる落書きや張り紙等、景観に著しく支障を与えるような構造物なども感覚公害に含めることができます。

### 【環境家計簿】

通常の家計簿が金銭の出入りを通じて家庭の活動を把握し記録するのと同じように、家庭における環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を把握し記録する家計簿のことをいいます。例えば、家庭の電気、ガス、上水道の使用量等を二酸化炭素排出量に換算すると、毎月の総計が把握できます。節電、節水等の二酸化炭素排出量を削減する行動を実践することにより、地球温暖化を防止するとともに、その他の環境問題の解決にも貢献し、さらに、家計の節約にもつながることを目的としています。

### 【環境基準】

環境基本法で、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であると定められています。

### 【環境基本計画（国）】

21世紀初頭までに進めていく環境行政全体の道すじを長期的・総合的に明らかにした計画で、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つを柱に、その実現に向けた各主体の役割、政策の大綱等について定めています。

### 【環境基本法】

平成5年11月に施行された法律で、近年の環境問題に対処するため、環境の保全についての基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による

地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしています。

#### 【環境共生都市】

「環境負荷の軽減」、「環境との調和」及び「自然環境の活用」を基本方針として、人間の利便性・快適性との調和を目指す都市づくりのことをいいます。

#### 【環境物品】

再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は、部品等を言います。

#### 【環境マネジメントシステム】

環境マネジメントシステムとは、廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいいます。

本市においても、環境への配慮の姿勢を市の内外に示すため、国際標準化規格である「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムを構築し、平成11年10月から運用し、その後、審査登録機関の審査・判定を受け、平成12年2月23日に新規登録（ISO14001 認証取得）しています。

#### 【環境リスク】

人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のことをいいます。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もあります。

環境リスクの要因としては、一般に化学物質が念頭に浮かびますが、その他に自然環境の改変行為、温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出による大気中濃度の増大、フロンによるオゾン層の破壊など環境保全上の支障となるおそれのあるすべての要因が対象となっています。

#### 【Kids' ISO14000】

国際環境企画ISO14001をモデルに「子どもひとり一人が家族とともに家庭を中心とした日常生活における環境マネジメントシステムの運用を自主的に実施する」ことで、子どもをとおして地域社会に環境に配

慮したライフスタイルへの転換を促すものです。プログラムには入門編・初級編・中級編・上級編があります。

#### 【揮発性有機化合物】

常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指します。英語表記の頭文字をとってVOCと略され、比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染します。一方、大気中に放出され光化学反応によって、オキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられております。

#### 【京都議定書】

1997年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（気候変動枠組み条約第3回締約国会議）によって採択された議定書、その内容の中心は、1990年を基準として2008年から2012年までの5年間全体で、地球温暖化の原因となる二酸化炭素など6種類の温室効果ガスの排出量の削減目標が盛り込まれました。この数値目標は先進国のみに設定され、日本は6%の削減目標が決められました。

#### 【公共用水域】

水質汚濁防止法で定義されている用語であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、灌漑、用水路その他公共の用に供される水路をいいます。なお、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除外されています。

#### 【こどもエコクラブ】

子どもたちが地域において自主的に環境保全に関する活動を行うクラブで、環境省では数人から20人程度の小中学生のグループを「こどもエコクラブ」として登録し、そのグループに対して定期的に環境情報等を提供するなど支援を行っています。

## 《さ行》

#### 【埼玉県生活環境保全条例】

生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発



生源についての規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とした条例です。

#### 【(産業) 廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める合計 19 種類の廃棄物をいいます。

#### 【ジクロロメタン】

発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体、不燃性、水に難溶である物質です。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に用いられるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質の一つとなっています。

主な急性症状としては中枢神経に対する麻酔作用がある、濃度が高くなるにつれ、吐き気、めまい、だるさ、さらに手足のしびれ、深麻酔状態に陥ったりします。

#### 【硝酸・亜硝酸性窒素】

主として窒素肥料の酸化によって生じ、水の汚染を推定する指標の一つとされています。平成 4 年 12 月に改正された「水道の水質基準」では、硝酸・亜硝酸性窒素を「健康に関連する項目」の一つと位置づけており、公共用水域並びに地下水の環境基準でも平成 11 年 2 月の改正により「10mg/ℓ以下」と定められています。

#### 【持続的発展が可能な循環型社会】

社会経済活動やその他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることをいいます。

【自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法）】

自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法は、初めはディーゼル自

動車からの窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) を抑制することを目的に、1992 年に関東及び関西圏の市区町村を対象に制定された「自動車 NO<sub>x</sub> 法」という法律でした。しかし、多くの地域で二酸化窒素の環境基準をクリアしていないことや粒子状物質 (PM) が健康に悪影響を及ぼしているという問題(名古屋南部大気汚染公害訴訟)などを受けて、2001 年 6 月に、新たに粒子状物質の抑制も含め「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」が制定され、対象地域も、中部圏が追加されています。

#### 【臭気指数規制・臭気濃度】

臭気のある気体を、無臭の空気希釈し、臭いが感じられなくなった濃度を臭気濃度といいます。また、このときの希釈倍数の対数を 10 倍した値を臭気指数といいます。

臭気指数規制とは、人間の嗅覚を用いた測定により算出される臭気指数を指標とし、複合臭に対する規制を目的としています。

#### 【重金属類】

軽金属に対する語であり、比重 4 以上の金属の総称です。重金属類は一般に体内に蓄積する傾向にあり、程度の差はありますが有害なものが多くなっています。環境基本法では水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀などに関する環境基準が定められています。

#### 【循環型社会】

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物の削減など、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会をいいます。

#### 【常時監視】

環境の実態、経年変化等を把握し、対策の効果を確認するための測定を常時監視といいます。現在、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法において義務付けられています。

#### 【新エネルギー】

政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されており、エネルギー源の性質より、大きく 3 つの形態に分類できます。(1) 自然エネルギー

(再生可能エネルギー)・・・太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー (2) リサイクル・エネルギー・・・廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、未使用エネルギー (3) 従来型エネルギーの新利用形態・・・燃料電池、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車。なお、実用化段階に達した水力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていません。

### 【水質汚濁】

事業活動その他の人の活動に伴って発生し、河川、湖沼、海域などの水域の水質を悪化させ、人の健康や生活環境に係る被害を及ぼすことをいいます。

### 【水質汚濁防止法】

昭和45年12月に制定された法律で、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下水に浸透する水を規制し、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図ることを目的としています。

### 【生活排水】

水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排出水を除く。)」と定義されています。

生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。排水中の窒素やリンによる富栄養化など水質汚濁の原因のなかで生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水処理施設の完備や合併浄化槽の普及が望まれています。また、生活者としても日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行いせっけんをむだづかいしない、といった配慮が必要です。

## 《た行》

### 【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナー塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生します。人体への影響として、発ガン性や催奇性が確認されており、環境ホルモンのひとつとしても問題と

なっています。

### 【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、及び必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的として平成12年1月に施行された法律です。

### 【大気汚染】

人間の生産活動・消費活動によって大気が汚染され、人の健康や生活環境・生態系に悪影響が生ずることであり、代表的な汚染物質としては、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントなどが挙げられます。

### 【大気汚染防止法】

昭和43年6月に制定された法律で、工場または事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康と生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係わる被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより被害者の保護を図ることを目的としています。

### 【第3次川口市総合計画】

総合計画はおよそ10年を期間とし、福祉や教育・環境問題など、あらゆる行政分野を網羅して「まちづくり」の基本方針を定める、市の最上位の計画となるものです。第3次川口市総合計画は、西暦2000年から目標年次である2010年の川口市の姿(将来都市像)を「緑 うるおい 人生き活き新産業文化都市川口」と定め、総合的で計画的な都市づくりの指針として策定された計画です。

### 【炭化水素】

炭素と水素からなる有機化合物の総称です。自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれています。メタン以外の炭化水素は窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

### 【地球温暖化】

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が上がることをいいます。このような気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶことが指摘されています。

### 【地球温暖化対策実行計画】

1990年10月に日本政府が、総合的な地球温暖化防止対策を進めるために決定した行動計画をいいます。その内容は、地球温暖化防止のための目的とともに、各種の対策を整備し、国際的にも日本の基本的取り組みの姿勢を明らかにしたものです。目標として、2000年以降、二酸化炭素の排出量を1990年の水準に安定化させることなどを掲げています。

### 【地球サミット】

1992年6月5日（世界環境デー）を含む2週間、ブラジルで開催された環境と開発に関する国連会議をいいます。会議では、1972年以降の世界の取り組みや環境の推移を振り返るとともに、今後の開発と環境保全との調和をはかるための理念と原則を示した「リオデジャネイロ宣言」と地球環境の保全に向けての国際社会における行動計画「アジェンダ21」などが採択されています。

### 【窒素酸化物】

本来、窒素と酸素からなる化合物の総称ですが、大気汚染物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、NO<sub>x</sub>と略称します。物の燃焼の過程では、主に一酸化窒素として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になります。環境基準が定められている二酸化窒素は、刺激性があり、また、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

### 【TEQ／毒性等量（Toxicity Equivalency Quantity）】

種類によって異なるダイオキシン類の毒性の強さを表す単位です。ダイオキシン類の中でもっとも毒性の高い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とする換算係数（TEF）を用いて、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、数値の後ろにTEQをつけて表します。

### 【低公害車】

環境へ与える負荷の少ない自動車のことであり、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリット車などをいいます。

### 【テトラクロロエチレン】

有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体でエーテル様の臭いを有します。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどとともに地下水汚染などの原因物質となっています。

急性毒性は目、鼻、のどなど皮膚・粘膜への刺激、麻酔作用が主で、手の痺れ、頭痛、記憶障害、肝機能障害等の症状が、また慢性毒性は、神経系への影響や、肝・腎障害等の報告があります。

### 【都市計画基本方針】

平成4年の都市計画法改正により創設された、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の都市づくりの望ましい方向性について広く市民の意見を聴取し、平成9年5月に策定・公表しました。この基本方針は市民の意見を反映しながら都市づくりのビジョンを明らかにし、それを基本として総合的な都市行政を進めるためのものであり、今後の本市の都市づくり行政はこの基本方針に従って運用されます。

### 【都市・生活型公害】

都市化の進展や生活様式の変化により、主に私たちの日常生活に伴って発生する生活環境の悪化のことであり、自動車からの排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音、ごみ問題等があります。

### 【土壌汚染】

化学物質や重金属が自然の浄化能力を超えて過剰に土壌へ入り、土壌や地下水を汚染することをいいます。土壌汚染は、人間や動物の健康を害したり、植物を枯らすなどの環境への悪影響を及ぼすものです。

### 【トリクロロエチレン】

無色透明の揮発性、不燃性の液体です。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤、一般用溶剤、塗料の希釈及び剥離液、抽出溶剤等のほか、有機合成原料として使用されています。人体への影響として発ガン性があることが指摘されています。

## 《な行》

### 【内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）】

有機塩素系化合物、ノニルフェノール、DDT、クロルデンなど、人や野生生物の生体内にとりこまれて内分泌系（ホルモン）に影響を及ぼしていると考えられる化学物質を外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）と呼んでいます。近年、この環境ホルモンが生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されており、環境保全行政上の新たな重要課題の一つとなっています。

### 【野焼き】

適正な焼却設備を用いないで廃棄物等を焼却することをいいます。野焼きは黒煙や悪臭をはじめダイオキシン類などの有害物質の発生につながるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例により規制されています。

## 《は行》

### 【ばい煙・粉じん】

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、ばいじん、カドミウム・鉛等の人の健康又は、生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質をいいます。

### 【pH（水素イオン濃度）】

水（溶液）の酸性、アルカリ性を示す指標で、水素イオン指数ともいいます。pH7が中性、これより小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。なお、特殊な場合を除き、河川の表流水はpH7付近であり、また海水はpH8付近とややアルカリ性になっています。

### 【BOD（生物化学的酸素要求量）】

Biochemical Oxygen Demandの略。

河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示します。

### 【BOD75%水質値】

BOD75%値とはn個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき0.75×n番目に来る数値のことをいいます。BODにおける環境基準の達成状況は、河川が通常の状態

（低水流量以上の流量が流れている状態）にあるときの測定値によって判断することとなっています。しかし、河川の流量が少ない時の水質の把握は非常に困難であるため、BODについては測定された年度のデータのうち、75%以上のデータが基準値を達成することをもって評価しています。例えば、月一回の測定の場合、日平均値を水質の良いものから12個並べたとき、水質の良い方から9番目が75%値となります。

### 【PCB】

ポリ塩化ビフェニルの略語であり、化学的に安定しており、熱安定性にもすぐれた物質でその使用範囲は、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多数あります。しかし毒性が強いことから大きな社会問題となり、昭和47年12月に製造が中止されました。

### 【ppm】

Parts per millionの略です。100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことをいいます。1ppm=100万分の1=0.0001%、1ppb=10億分の1=0.001ppm。1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が含まれているとき、また、水1m<sup>3</sup>（1t）の中に汚濁物質が1g混じっているときに1ppmと表示します。ppmCは、メタン以外の炭化水素の炭素濃度を、メタン中の炭素濃度に換算して、100万分の1で表した単位です。

### 【PDCAサイクル】

計画を策定（Plan）し、それを実施及び運用（Do）し、その運用結果を点検及び是正（Check）し、もし不都合があったならばそれを見直し（Action）し、再度目的や計画を立てるというシステムです。

### 【粉じん】

鉱物や岩石の破碎、選別等の機械的処理により飛散する物質、又は鉱物や土砂の堆積場等で発生し、又は飛散する物質をいいます。

### 【ベンゼン】

芳香族炭化水素の1つでベンゾールともいいます。水に溶けにくく有機溶剤に溶けやすく、常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高く、人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髓造血機能の障害があります。

## 《ま行》

### 【緑の基本計画】

都市の緑に関する計画として、平成6年6月の都市緑地保全法の改正に伴い、緑地の保全及び緑化の推進に係る諸施策を総合的、計画的に推進していくことを目的とする計画をいいます。本市においては、平成9年5月に「川口市緑の基本計画」を公表したところです。

### 【モニタリング調査】

大気環境、水域環境、生態環境などの環境の現状を客観的なデータとして捉え、それらに基づく科学的なアプローチによる判断を下すための調査をいいます。国民の健康を維持し自然環境を守るために、環境に関する様々な調査・研究を進めることが必要です。

## 《ら行》

### 【ライフスタイル】

人間が日常の生活や活動を行うときの様式（生活様式）のことであり、ここでは主に資源やエネルギーの消費、ごみの廃棄などに関するものをいいます。近年の環境問題は、日常生活におけるガスや電気、石油や木材などの資源・エネルギーの大量消費やごみの大量廃棄による部分、すなわちライフスタイルのあり方による部分が大きくなってきています。環境の保全のためには、日常生活において、より一層の省資源・省エネルギーを進めるなど、ライフスタイルを環境に配慮したものへと見直すことが重要といわれています。

# 環境保全行政の概要

平成17年版

平成17年12月

川口市 環境部

環境総務課

環境保全課

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

048(228)5376 (環境総務課)

048(228)5389 (環境保全課)